

米国における性犯罪者地域通知制度の現状と問題点

神奈川県警察本部交通部交通規制課長

玉川達也

- 1．はじめに
- 2．本稿の研究手法
- 3．性犯罪：加害者及び被害者
- 4．性犯罪者の再犯状況
- 5．再犯危険因子
- 6．アメリカにおける性犯罪者登録・地域通知制度の歴史
- 7．性犯罪者登録・地域通知制度に関するアメリカ合衆国憲法上の論点
- 8．性犯罪者地域通知制度に関する犯罪学的論点
- 9．系統的レビュー
- 10．再犯危険因子と性犯罪者地域通知制度の副作用との関係
- 11．性犯罪者地域通知制度のその他の影響
- 12．代替政策の可能性：治療プログラムは再犯率に作用し得るか？
- 13．性犯罪者地域通知制度の導入によってもたらされ得る結果
- 14．おわりに：現時点の科学的根拠に基づく対地域住民型性犯罪者地域通知制度の評価

本稿では、性犯罪者地域通知制度の多面的効果を実証研究に基づいて検証するとともに、当該政策の効果と性犯罪者の再犯に関わる危険因子（リスクファクター）との関係について検討している。具体的には、系統的レビュー（systematic review）の方法によって得られた35例の先行実証研究を、制度実施プロセス、地域住民等の受け止め方及び反応、性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験、実際の犯罪抑止効果の4つの観点から分類・分析し、上記の制度について、その多面的効果を評価した。系統的レビューの結果、性犯罪者地域通知制度は、地域住民や法執行機関に歓迎されている一方で、その実際の犯罪抑止効果については、依然実証的には明確に証明されていないことが明らかとなった。また、これらの制度は釈放後の性犯罪者の生活及び社会への再統合を困難とする深刻な副作用を有しており、これらの副作用が、実証研究によって明らかにされている性犯罪者の再犯における危険因子と結びつくおそれがあることも判明した。その上で、代替政策の一つとして、近年注目を集めている性犯罪者に対する治療プログラムの有効性について、欧米での実証研究結果をレビューして検証し、治療プログラムが性犯罪者の再犯の抑止に有効であることを確認するなどした。

なお、本稿中意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の現在あるいは過去の所属組織の見解ではない。また、本稿中の意見は、あくまで現時点における科学的根拠に基づくものであり、今後の実証研究の蓄積によって、当然変わり得るものであることを申し添える。以上、性犯罪対策という極めて社会的影響及び関心の強いテーマを論じるに当たって、また複数の科学的根拠を統合して扱う論文を発表するに当たって、今一度念を押す次第である。

本稿は、米国ペンシルバニア大学大学院犯罪学科学術修士課程在籍時に修士論文として執筆したものを、和訳の上、加筆・修正等したものである。同学科理学修士課程以来、課程をまたいで足かけ2年にわたった当該論文の執筆過程において、論文アドバイザーであった同大学 Jerry Lee 犯罪学センターの John M. MacDonald 博士には、常に温かい励ましと数多くの有益な助言をいただいた。また、同学科理学修士課程のディレクターで元司法省次官補（司法プログラム局担当）である Laurie O. Robinson 氏には、興味深い性犯罪者関連資料を有する性犯罪者管理センター（Center for Sex Offender Management）について紹介していただき、また、連邦メーガン法制定当時の司法省内部の雰囲気について興味深い話を教示いただいた上、同修士論文について温かく有益なコメントを寄せていただいた。同大学及びケンブリッジ大学教授である Lawrence W. Sherman 博士には、系統的レビューの方法論や最新の犯罪学の知見について教示いただくとともに、同博士が担当する講義の課題の一環として書かれた本稿の系統的レビュー部分に目を通していただいた。三氏の御厚意に対し、ここに深甚な感謝の意を表したい。

はじめに

今日、性犯罪は、我が国のみならず多くの国々において深刻な社会問題の一つと考えられている。性犯罪は、被害者の体を傷つけ、そしてその人権を侵害するのみならず、事後にわたって癒えがたい心の傷を被害者に残す極めて卑劣な犯罪である。また、強姦等の性犯罪の被害者は、謂われのない風評や周囲の無理解を経験し、家族や隣人、友人等との絆を損ねたり、以前の生活への復帰を困難とする社会的・心理的な後遺症に悩まされたりするなど、様々な負の影響に直面している。

性犯罪を抑止するために、アメリカ合衆国（以下「アメリカ」という。）では、全州において性犯罪者登録制度と地域通知制度が法制度化され、幾度かの改正が行われてきた。近年、これらの政策に加え、性犯罪者に対する居住地域制限（residential restriction）等の新たな規制的政策も広まりつつあるところである（Levenson & D'Amora, 2007）。

このような性犯罪者登録、地域通知、居住地域制限（及び民事拘禁（civil commitment））といった規制的政策は、性犯罪者を地域社会及び地域住民から隔離することをその狙いとしている。そこでは、性犯罪者は、地域社会における永続的なリスクとして捉えられている。こうした政策に寄与しているのは、「性犯罪者は必ず再犯し、治療プログラム（treatment program）によってその危険を取り除くことはできない。」という考え方であり、こうした考

え方は広く一般に共有されている (Matson, 2001)。この考え方は、市民のみならず、立法府の議員達によっても共有されており、例えばイリノイ州で行われた研究によると、性犯罪者についての政策立案者達の個人的な見方と、イリノイ州の性犯罪法の内容には、一致が認められることが報告されている (Sample & Kedleck, 2008)。

このように州レベルにおいて、性犯罪者対策法の制定には、性犯罪者に対する主観的であった「常識的」な考え方が影響していたわけであるが、連邦レベルにおいても、性犯罪者に対する様々な連邦法の制定当時の状況は、州レベルの状況と大差ないものであった。メーガン法制定当時の司法省次官補 (司法プログラム局担当) であった Laurie O. Robinson は以下のように記している。

当時、様々な政策的選択肢がある中で、巷で非常に喧伝されたたくさんの「ぞっとするほど悲惨な事件のストーリー」(例えば、カリフォルニア州の Polly Klaas 事件やニュージャージー州の Megan Kanka 事件がそれである。)が、連邦政府を、「三振」法の制定、新たな必要的最低量刑 (mandatory minimum sentences) の創設、性犯罪者登録・地域通知法の制定に駆り立てたのである (Robinson, 2003, p.2)。

他者を性的に抑圧する行為やそれに対する治療的アプローチについての科学的な知見は、この10年間で飛躍的に蓄積されてきたが、政策立案者達やマスメディア、実務家達は依然として、性犯罪というものとそれをどのように扱えばよいのかについて、ほとんど分かっていない。実際、現在でも、性犯罪に対する政府の対応は、客観的事実や科学研究、すでに効果の実証された有効な手法といったものよりも、事実かどうか分からない不確かな話や耳障りの良い考え方によって決められているのである (Robinson, 2003, p.3)。

性犯罪者に対するこうした政策は、性犯罪者に対する大衆の嫌悪感に直接訴えかけるものであり、「犯罪に断固として厳しく立ち向かう (tough on crime)」姿勢を示すものであるため、大衆に好意的に受け止められている。この点に関連して、Robinson は以下のように指摘している。

クリントン政権と当時の議会が1990年代にメーガン法 (Megan's Law, 1996年制定) を始めとする様々な法律 (The Jacob Wetterling Act, 1994; The Pam Lychner Act, 1996; CSJA Amendments, 1998) を急いで成立させたのは、誰が犯罪に対してより断固とした姿勢をとることができるかを見極めるための、我々が見慣れた政治レースを反映してのものだったのである (Robinson, 2003, p.6)。

ここまで述べてきたように、現在の性犯罪対策は、一般に、性犯罪及び性犯罪者についての科学的根拠や理解を欠いている。そして、こうした政策が推進された原動力は、性犯罪及び性犯罪者に対する大衆の嫌悪と恐怖である。一旦、ミネソタ州の Jacob Wetterling 事件やニュージャージー州の Megan Kanka 事件のような、人々の耳目を集める衝撃的な性犯罪が起きれば、マスメディアによる集中的な報道が、性犯罪に対する人々の嫌悪や恐怖を煽り立て、又は新たなものにする。このような状況は、性犯罪・性犯罪者を巡るモラル・パニックへと

結びついていく (Selvog, 2001)。マスメディアによる集中的な報道は、人々が抱いている嫌悪と恐怖を強固なものとする。その際、人々は科学的な根拠について深く考えようとはしないのである (Proctor et al., 2002)。大衆は、性犯罪者に対しより厳しい政策を求めるようになり、立法者は、こうした要求に可能な限り素早く応えようとする。

このように、性犯罪者に対する厳罰化政策は、その大部分は、科学的根拠ではなく人々の感情によって、道筋を付けられてきたのである。全米で最初に成立したメーガン法であるニュージャージー州のメーガン法の制定プロセスは、1件の性犯罪の発生が瞬く間に厳格な政策の成立に至った例である。詳しくは後述するが、同州でのメーガン法の成立は、事件後たった89日後のことであり、その制定に際しては、委員会での審議すら省略されている。

性犯罪者は一概に危険であり、再犯のおそれが非常に強いという意見は、性犯罪者に対する感情的な視点に基づいたもので、必ずしも科学的根拠に基づいたものではない。性犯罪者を一律に危険視し、性犯罪に対する恐怖と嫌悪に基づいて、性犯罪者を地域社会から隔離して管理することで、性犯罪者の再犯を抑止する方針を推進していくとすると、その究極形は、すべての性犯罪者に対する終身刑又は死刑の適用となる。しかし、性犯罪が唾棄すべき犯罪といっても、現実問題として、個別の性犯罪でその様態や背景等は様々であるため、個別的な量刑の差異が生じるし、また、現行司法制度下ですべての性犯罪者が終身刑又は死刑となっているわけではない。性犯罪者の問題を語るに際して、我々が正面から目を向け、また常に念頭に置いておかなばならないのは、「ほとんどすべての性犯罪者は、遅かれ早かれ地域社会に戻ってくる。」という厳然たる事実である。

そのため、もし、性犯罪者を地域社会から隔離する種類の政策が意図せざる結果を生み出しており、出所後の性犯罪者に負の影響を与え、かえって市民生活の安全を損ねる方向に働いているのであれば、これらの政策の有用性について一度立ち止まって考えねばならない。たとえ国民が、この種の政策に感情的に満足するとしても、このような満足感は不適切であり、また、砂上の楼閣といえよう。なぜなら、そうした制度の副作用によって性犯罪者の再犯リスクが増大するとしたら、その増大したリスクが脅かすのは、まさしく彼ら国民自身の安全だからである。

現在、アメリカ等で性犯罪対策を厳格化する流れが依然として進行している一方で、こうした政策の効果研究についてのレビューはほとんどなく、筆者の知る限りでは、世界中でまだ2例 (Pawson (2002); Welchans (2005)) にとどまる。さらには、それら2例のレビューが取り上げている科学的根拠 (先行実証研究) は、いずれも包括的でなく、不十分である。本稿では、性犯罪者地域通知制度の効果について焦点を絞り、効果の検討に際しては、先行実証研究を可能な限り考慮することとする。¹

¹ 本稿では、居住地域制限や民事拘禁といった、登録・地域通知制度以外の性犯罪者対策については、科学的な実証研究があまりに少数であるため、扱わない。科学的な実証研究結果について関心がある方は、Minnesota Department of Corrections (2003)、Levenson (2004, 2005)、Levenson&Cotter (2005)、Levenson et al. (2007)を参照されたい。

我が国では、平成 16 年末に発生した奈良県児童誘拐殺害事件以来、性犯罪者登録制度及び地域通知制度の導入の可否について様々な議論が行われてきたところであるが、筆者の見限り、すべてとはいわないまでも、客観的なデータに基づかない主観的な議論が多いように思う。また、法学的な検討を加えた文献は若干存在しているが、犯罪学の観点から、これらの制度の犯罪抑止効果や性犯罪者に対する副次効果等について、実証的な科学的根拠に基づいて行われた議論は、ほとんど見受けられず、更にいえば、実証研究例がまとまって紹介されている文献は皆無であるように思う。筆者の問題意識は、性犯罪者登録・地域通知制度という極めてセンシティブで社会的影響・関心も大きい制度を論じるに当たって、実際の影響についての客観的なデータが不在のまま議論されている現状にある。このため本稿では、性犯罪者地域通知制度の効果について現在までに公表された海外の研究を、我が国の犯罪研究分野ではおそらく初となる系統的レビューの手法を採用することにより網羅的に狩猟し、分析・紹介するとともに、当該制度の制度影響分析（policy analysis）を提供する。先に述べたように、本稿での見解は、あくまで現時点における科学的根拠に基づくものであり、今後の実証研究の蓄積によって、当然変わり得るものであるが、本稿で欧米等における実証研究結果を紹介することで、性犯罪対策を巡る、実証的で冷静な議論が促進されるようであれば、筆者にとって一番の喜びである。

本稿の研究手法

本稿では、まず、アメリカにおける性犯罪情勢（発生率の変化、被害者や加害者の特徴や関係）について振り返る。その後、主としてアメリカやカナダにおいて行われた性犯罪者の再犯率及び再犯における危険因子についての研究を紹介する。次に、性犯罪者登録制度及び地域通知制度の歴史を振り返るとともに、法学的観点からの論点（アメリカ合衆国憲法上の論点）及び犯罪学的観点からの論点について紹介・考察する。第三に、これらの制度を取り扱った先行実証研究に対し、系統的レビューを行う。レビューの対象となる先行研究は、

- (ア) どれほど十分かつ正確に、当該制度が実施されているか（制度実施プロセス評価）
- (イ) 地域住民やその他の利害関係者（性犯罪者自身を除く）が、どのように当該制度を認識し、性犯罪者に関する地域通知に対応しているか（地域住民等の受け止め方及び反応評価）
- (ウ) 性犯罪者がどのように当該制度を認識しているか。そして、地域通知によってどのような体験をしたか（性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価）
- (エ) 性犯罪者地域通知制度がどれほど性犯罪を抑止又は減少させているか（実際の犯罪抑止効果評価）

の 4 つの観点から分類・検討される。このほか、系統的レビューでは取り扱わないが副次的効果として他に認められる効果についても、提示することとしている。

この後、上記 4 点からの性犯罪者地域通知制度の評価及び性犯罪者の再犯危険因子につい

でのレビュー結果を踏まえ、性犯罪者地域通知制度の多面的効果について分析し、当該制度が、性犯罪者の再犯危険因子を促進させるか（、そして地域社会を逆に危険に晒し得るか）否かについて検討する。検討に際しては、性犯罪者地域通知制度の当初の立案目的を考慮することとしている。以上の検討の後、実際の犯罪抑止効果の観点から、性犯罪者地域通知制度に代わる代替施策の可能性についても検討する。

最後に、それまでの検討結果や明らかになった事柄を踏まえ、性犯罪者地域通知制度の導入によってもたらされ得る結果について考察を行う。

性犯罪：加害者及び被害者

アメリカにおける犯罪被害についての全国的な暗数調査である全国犯罪被害調査（National Crime Victimization Survey。以下「NCVS」という。）によれば、2006年（平成18年）には、全米の12歳以上の住民に対して、272,350件の強姦（rape）又は強制わいせつ（sexual assault）が行われたと推定されている。また、司法省連邦捜査局（Federal Bureau of Investigation。以下「FBI」という。）による公式犯罪報告書（Uniform Crime Report。以下「UCR」という。）によれば、同年に92,455件の強姦が法執行機関によって認知されている。こうした統計が示しているのは、依然数多くの性犯罪がアメリカで起きているという事実であり、また多くの性犯罪が法執行機関には認知されないままに起きているという可能性である。図1は、UCRに基づく過去二十年間の強姦被害率の推移を示している。

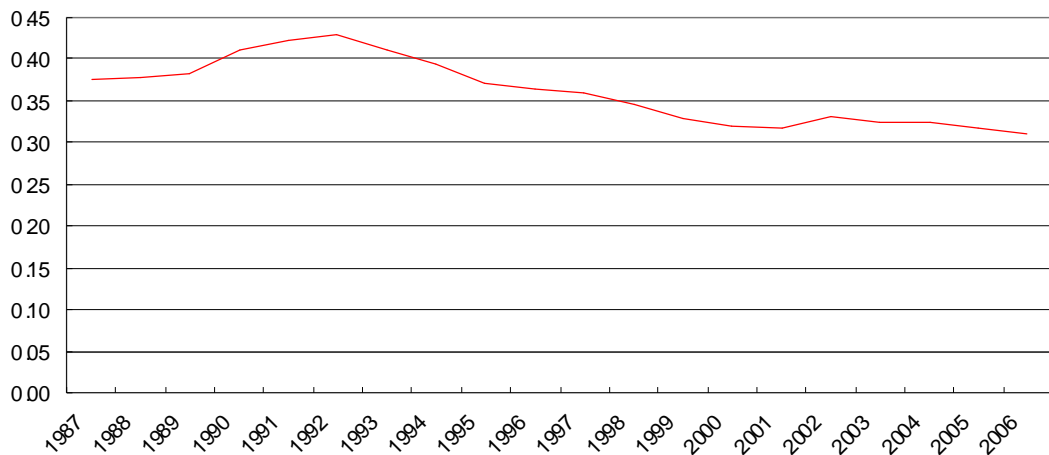


図1 人口1,000人当たりの強姦被害率の推移（UCR）

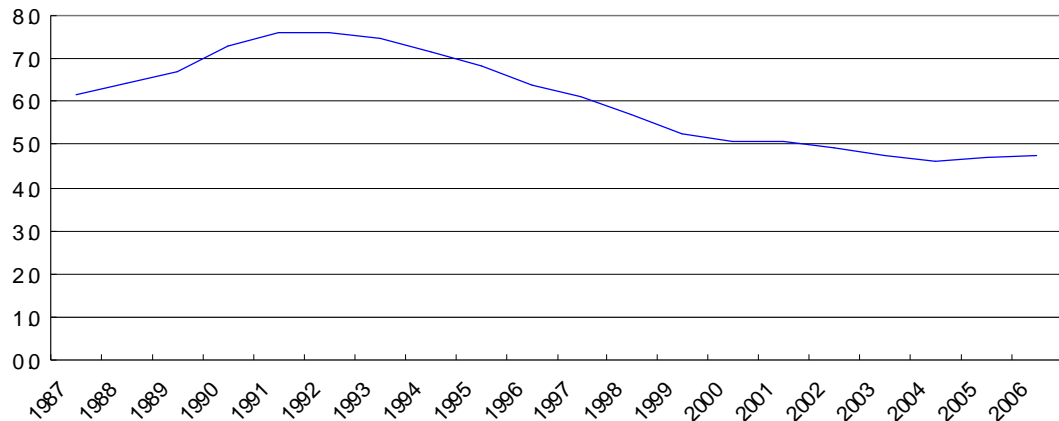


図2 人口1,000人当たりの粗暴犯被害率の推移 (UCR)

図1によれば、強姦被害率は1992年以降、全般的に減少傾向にある。ここで、粗暴犯被害率の推移を示した図2と比較すると、強姦被害率の減少が、粗暴犯被害率の減少と無関係に起きているものではないことが分かる。このため、強姦被害率の減少は、粗暴犯被害率の全般的な減少傾向の一部であると推察できる。しかし、これらの図は公式統計に基づいて作成されたものであり、各図の被害率の推移は、法執行機関が認知した犯罪被害件数のみから計算されたものである。性犯罪は、他の犯罪に比べ、法執行機関に通報されにくい犯罪であることを考慮すると、公式統計から作成されたこれらの図のみで被害率の傾向について正確な判断を行うことはできない。そこで、以上の公式統計(UCR)からの考察に加え、非公式統計(unofficial data)であるNCVSから計算された被害率の推移を見ることとする。

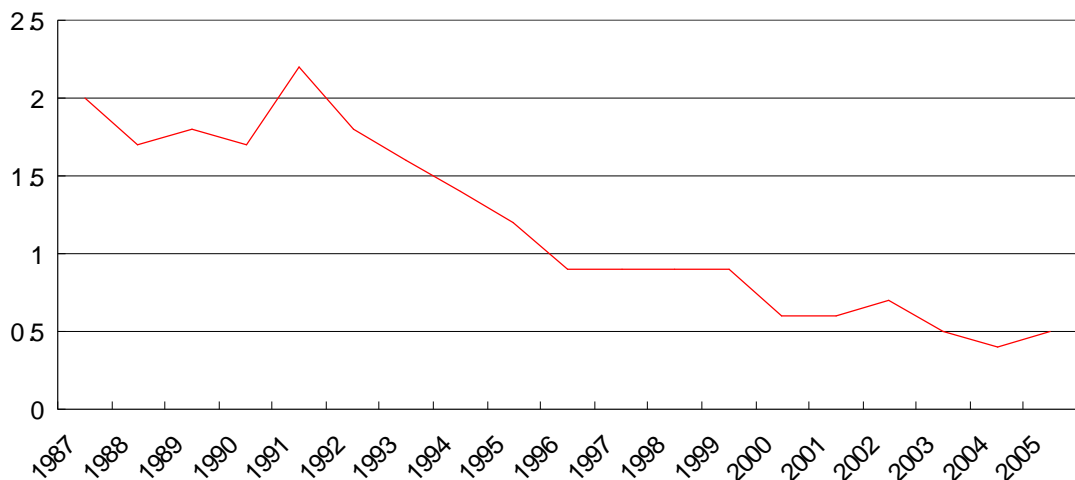


図3 人口1,000人当たりの強姦被害率の推移 (NCVS)

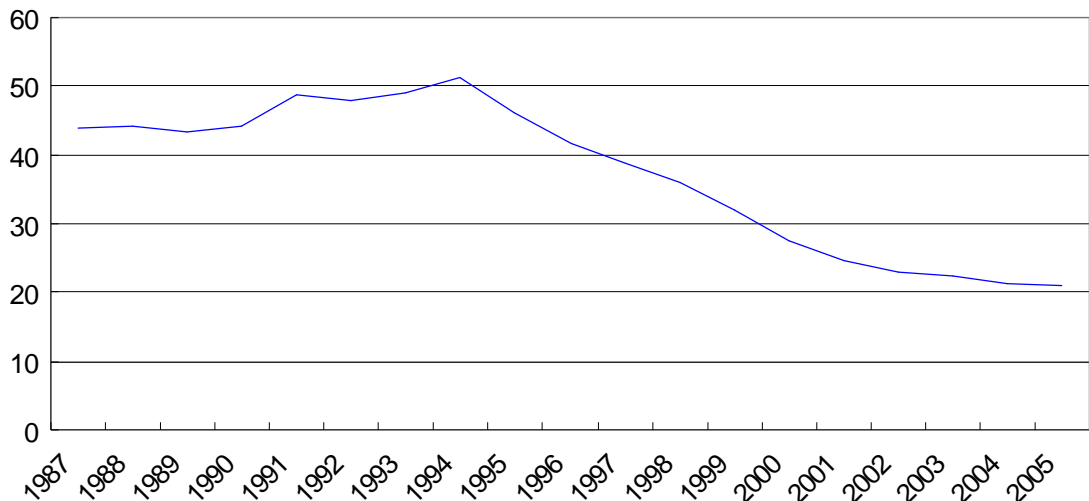


図4 人口1,000人当たりの粗暴犯被害率の推移 (NCVS)

図3、4はNCVSのデータに基づく強姦被害率、粗暴犯被害率の推移をそれぞれ示している。図1に示された公式統計のデータと同様、図3は、強姦被害率が1990年代初頭から全般的に減少していることを示している。そして図4では、強姦被害率に数年遅れているとはいえ、粗暴犯被害率も、同じく1990年代から減少傾向にあることが分かる。以上から、全国的に粗暴犯被害率は減少傾向にあり、強姦被害率の減少は、この全体的な粗暴犯被害率の減少傾向の一部であることが確認できる。このため、性犯罪は、性犯罪に対する何か特別の政策的理由によって独自に減少しているとはいえないと推察される。

アメリカの性犯罪者における人口学的特徴の分布状況は、公式統計(UCR)及び非公式統計(NCVS)の両方から検討可能である。まず、2006年のUCRによると、強姦で逮捕された者(以下「強姦逮捕者」という。)の85.3%及び性犯罪(強姦及び売春を除く)による逮捕者(以下「性犯罪逮捕者」という。)の81.8%が成人(18歳以上)であった。また、強姦逮捕者の44.2%及び性犯罪逮捕者の41.0%を25才未満の者が占めており、さらには、強姦逮捕者の14.6%及び性犯罪逮捕者の11.1%を18歳以上21歳以下の者が占めている。強姦逮捕者及び性犯罪逮捕者のうち、最も逮捕者の年齢が集中していたのは、19歳²であった。性別についてみると、強姦逮捕者の98.7%及び性犯罪逮捕者の91.3%は男性であった。人種の分布については、強姦逮捕者の65.3%及び性犯罪逮捕者の73.3%が白人であった。黒人は、強姦逮捕者の32.5%及び性犯罪逮捕者の24.5%を構成していた。

2005年のNCVSによると、単独犯による強姦及び強制わいせつ被害の85.5%が成人によって引き起こされたものであった。単独犯による強姦及び強制わいせつ被害については、その26.3%が12歳から20歳までの若者によって引き起こされており、また、40.7%が18歳から

² 性犯罪についていえば、18歳も同じ割合(3.8%)となっている。

29 歳までの若者により引き起こされている。性別についてみると、単独犯による強姦及び強制わいせつ被害の 97.8% で、男性が加害者となっている。UCR と異なるのは、加害者人種の分布に関してで、単独犯による強姦及び強制わいせつ被害において、白人、黒人、その他の人種が加害者である割合は、それぞれ 32.8%、48.5%、15.4% である。

以上の統計から、相当多数の性犯罪が若年層によって引き起こされていること、ほとんどの性犯罪は男性によって行われていること、また、公式統計と非公式統計によって被疑者の人種分布が異なることが分かる。

加害者の特徴と同様に、被害者の特徴の検討に際しても、公式統計、非公式統計双方の資料を用いる。今回用いられる公式統計は、FBI が管理する全国事件単位報告システム(National Incident-Based Reporting System。以下「NIBRS」という。)³によって得られるデータであり、非公式統計は、NCVS のデータを用いる。NCVS が 12 歳以上の人々の犯罪被害の情報をカバーしている一方で、NIBRS は全年齢の犯罪被害をカバーしているという利点がある。しかしながら、NIBRS は公式統計であるので、犯罪の暗数は含まないという欠点がある。このため、NCVS と NIBRS の両方を用いることで、性犯罪被害者のより正確な全体像に迫ることができると考えられる。1991 年から 1996 年までの NIBRS のデータを分析した Snyder (2000) によれば、性犯罪(強姦、口淫又はアナルセックス、器具を用いた性器に対するわいせつ行為、及び強制・準強制愛撫行為)の被害者の 66.9% は未成年者(18 歳未満)であり、これらの未成年者のうち、12 歳から 17 歳までの被害者が約半数(49%)を占めていた。最も被害が集中していた年齢は、14 歳であった。強姦被害者の 87.7% が 12 歳以上であった一方で、その他の、口淫又はアナルセックス、器具を用いた性器に対するわいせつ行為及び強制・準強制愛撫行為の被害者の約 80% が 12 歳未満であった。全性犯罪の被害者の 86.2% が女性であり、女性被害者の割合は、強姦において最も高く(98.7%)、次いで、器具を用いた性器に対するわいせつ行為(87.4%)、強制・準強制愛撫行為(81.8%)、口淫又はアナルセックス(45.5%)の順に女性被害者の率が低くなっている。

NCVS によると、12 歳以上の 2005 年の性犯罪被害率は、16 歳から 19 歳にかけて最も高くなる。性別及び人種についてみてみると、調査で回答された性犯罪被害の 58.7% が白人女性を被害者として起きており、25.7% が黒人女性に起きている。男性の性犯罪被害についてみると、性犯罪被害の 6.5% が白人男性を、1.4% が黒人男性を被害者としている。

以上の統計から、相当多数の性犯罪が未成年女子及び若年成人女性を被害者として発生していること、性犯罪被害者の過半数が白人女性であること、また、白人は、性別に関わりなく、被害者のなかでマジョリティとなっていることが明らかとなった。

さて、人口に膾炙する性犯罪に関する神話の一つが、「ほとんどの性犯罪は、面識のない

³ NIBRS とは、一件一件の事件の発生について詳細なデータを集めることのできる、事件単位の報告システム(incident-based reporting system)であり、NIBRS のデータは、地元、州、連邦それぞれのレベルの法執行機関がそれぞれ保有する自動情報記録システムから集められている。

者同士の間で生じている。」というものである (Matson, 2001)。性犯罪者地域通知制度は、明らかにこの種の神話に基づいて制度設計され、運営されてきている。地域通知制度の目的は、近隣に性犯罪者が移住してきた場合に、次の被害者になり得る人々である近隣住民に対して通知し、注意を促すことで、彼らの自己防衛能力を向上させることである (Levenson & D'Amora, 2007)。この時、この移住してきた性犯罪者は、通常近隣の地域住民達にとって面識のない者である。政策立案者及び地域通知制度の支持者達は、先の神話を制度の前提としているために、地域通知制度によって近隣住民 (潜在的な次の被害者) が近所の見知らぬ性犯罪者の存在を知ることによって、大多数の性犯罪が防がれると期待しているのである。

ここで、この神話の妥当性を検証するために、性犯罪の加害者と被害者の関係について統計資料をみてみたい。NIBRS によれば、性犯罪の 90%以上が、家族又は知人によって起こされている (Synder, 2000)。また、NCVS によれば、2005 年に起きた性犯罪 (強盗及び強制わいせつ)被害の 67%が、面識を有する者 (nonstrangers) によって起こされている (表 1 参照)。そして、これらの割合は、過去 10 年にわたって大きくは変化していない。⁴

「面識ありの事件」と「面識なしの事件」の比を考察するに当たっては、全国女性対象暴力調査 (National Violence Against Women Survey⁵) のデータを用いた研究も考慮することも有益である。当該データを用いた研究によれば、性暴力 (強姦及び強制わいせつの一部)、とりわけ知人による性暴力は、警察に通報されにくいことが示されており、この、「性暴力 (特に知人による性暴力) が通報されにくい」という傾向は、1960 年代から変化していないとされる (Felson & Paré, 2005)。Felson と Paré によれば、「面識なしのケース」と「パートナー又は家族が加害者のケース」の通報率はほぼ等しいが、「知人が加害者のケース」は前二者に比べて警察に通報されにくいという。先に見たように、NIBRS でも NCVS でも「面識ありのケース」が「面識なしのケース」より多いことが確認されているが、この Felson と Paré の研究結果を考慮に入れると、「面識ありのケース」の真の割合は、現実には上記の統計上の数値より大きくなり、逆に「面識なしのケース」の比率は減少することが予想される。以上から、「ほとんどの性犯罪は、面識のない者同士の間で生じている。」という一般に流布する見解は、誤ったものであることが分かる。

性犯罪者の再犯状況

表 2 は、性犯罪者の再犯率に関する 21 例の先行研究 (19 例の個別研究及び 2 例のメタ分析) を示している。このうちの数例は、性犯罪者と他の犯罪者の中で、再犯率の比較も行っている。これら 21 例の先行研究から、性犯罪者の間でも、性犯罪者のタイプによって再犯率が異なることが分かる。一般に、強姦犯 (rapist) は、児童性愛者 (child molester) に比べて、

⁴ <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/cvus/previous/cvus34.pdf>

⁵ 18 歳以上の男女各 8,000 ずつのサンプルを用いた全国調査である。

一般再犯率⁶及び同一犯罪再犯率⁷のいずれもが高い (Beck & Shipley, 1989; Freeman, 2007; Greenberg, 1998; Hanson & Bussiere, 1998; Langan & Levin, 2002; Langan et al., 2003; Lewis, 1985; Ohio Department of Rehabilitation and Correction, 2001)。その上、児童性愛者の間でも、その被害者のタイプによって再犯率に差異があることが分かる。家族内の児童を被害者とした児童性愛者(intrafamilial child molester)は、家族外の児童を被害者とした児童性愛者(extrafamilial child molester) に比べ、出所後の再犯 (性犯罪の再犯を含む) を犯しにくい傾向にある (Greenberg, 1998; Greenberg et al., 2000; Ohio Department of Rehabilitation and Correction, 2001)。以上から、性犯罪者は、再犯リスクの点からみて、均一的な集団ではなく、雑多な混成集団 (heterogeneous group) と考えるべきである。

表 2 は、性犯罪者の再犯率が一般に信じられているよりも低いことを示している。つまり、相当多数の性犯罪者は (少なくとも公式統計上は) 再び犯罪に走り回らないのである。この結論については、特定の一地域のみで行われた研究だけでなく、ある年にアメリカ国内で出所した犯罪者の多くについてその再犯率を分析した研究 (Beck & Shipley, 1989; Langan & Levin, 2002; Langan et al., 2003) においても支持されており、性犯罪者の一般再犯率及び同一犯罪再犯率は低いことが確認されている。

表 2 に示されている先行研究の中で、Beck and Shipley (1989)、Langan and Levin (2002) 及び Lewis (1985) は、性犯罪者と他の犯罪者の再犯率の比較結果を示している。Lewis(1985) は、身上登録義務が生じる性犯罪⁸を犯したとして 1973 年にカリフォルニア州で逮捕された初犯の性犯罪者を分析対象として、これらの性犯罪者と、同時期に暴力犯罪、財産犯罪、薬物犯罪又はその他の犯罪で逮捕された初犯者の、逮捕後 15 年間 (1973-1988) での一般再犯率を比較している (図 5)。図 5 によれば、性犯罪者の一般再犯率は、財産犯及び薬物犯と同程度で、暴力犯及びその他の犯罪者より低い。したがって、少なくともカリフォルニア州では、公式統計上は性犯罪者の一般再犯率は他の犯罪者に比べ、突出したものではないと考えられる。次に、性犯罪者とその他の再犯者との同一犯罪再犯率についての比較をみることにする。

⁶ 一般再犯率とは、罪種を問わず何らかの再犯を犯す率のことを指す。

⁷ 同一犯罪再犯率とは、同じ犯罪を繰り返す率のことを指す。

⁸ カリフォルニア州では、性犯罪者登録制度を 1947 年 7 月 1 日 (登録義務は、1944 年 7 月 1 日以降に行刑施設から出所、仮出所、釈放された者に適用されている。) から運用しており、登録対象となる特定の性犯罪で有罪判決を受けた者は、カリフォルニア州刑法第 5.5 章の下で、個人情報地元の法執行機関に登録する義務を課されている。

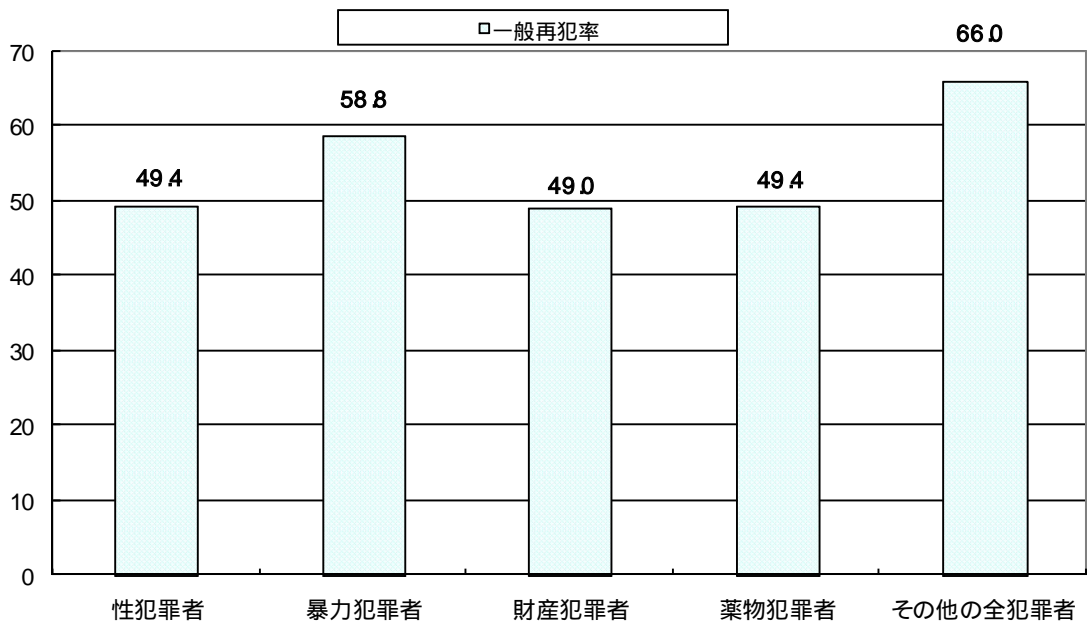


図5 カリフォルニア州における 1973 年の初犯者の逮捕罪種別の一般再犯率の比較 (Lewis 1985)

Beck and Shipley (1989) は、1983 年にアメリカの 11 州で出所した犯罪者⁹の出所後 3 年間の再犯率を分析している (図 6)。図 6 では、犯罪者は、収監刑の理由となった犯罪別に分類されている。性犯罪者 (強姦犯及びその他の性的暴力犯) の一般再犯率は、他の犯罪者に比べ比較的低いことが分かる。再犯率の差異は、同一犯罪再犯率を比較するとより分かりやすくなる。強姦犯の同一犯罪再犯率¹⁰は、強盗犯、暴行犯、不法目的住居侵入犯、窃盗犯、自動車窃盗犯、詐欺犯及び薬物犯に比べ、相当低くなっている。

⁹ この 11 州で出所した犯罪者の数は、この年に全米で出所した犯罪者の半数以上を占めている。

¹⁰ その他の性的暴力犯の一般再犯率は研究報告書中に示されていたが、同一犯罪再犯率については、示されていない。

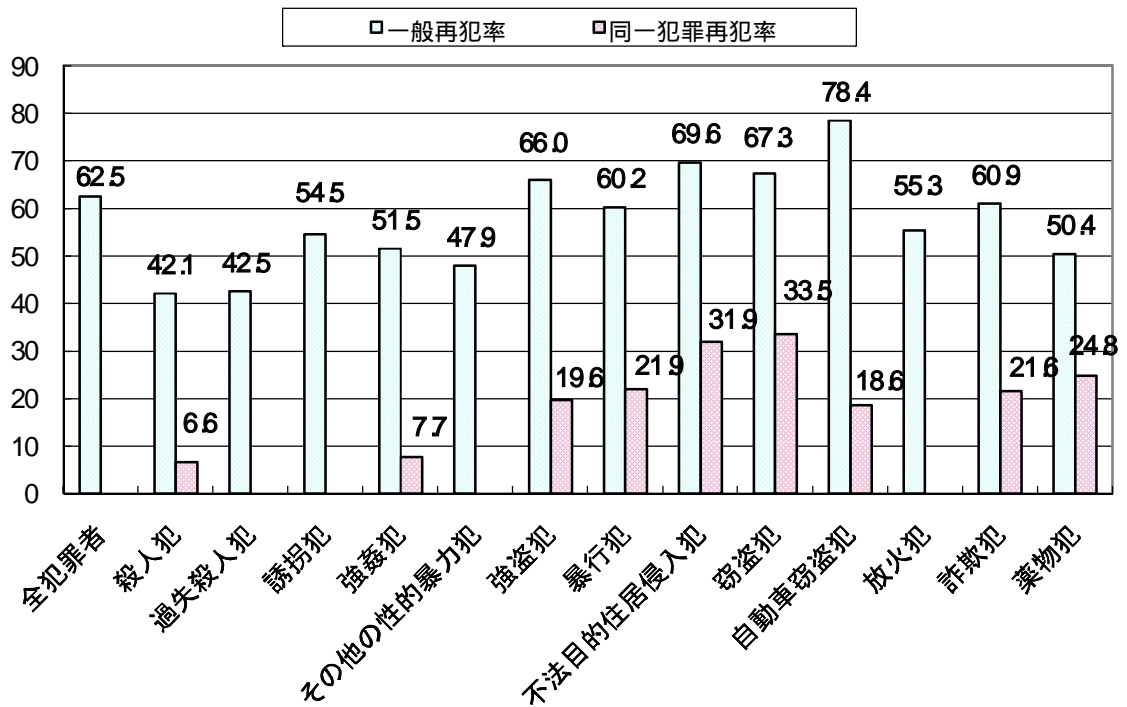


図6 1983年にアメリカの11州で出所した犯罪者の再犯率 (Beck & Shipley 1989)

Langan and Levin (2002)も、先の研究と同様に、1994年にアメリカの15州で出所した犯罪者¹¹の出所後3年間の再犯率を分析している(図7)。図6と同様に、図7でも犯罪者は収監刑の理由となった犯罪別に分類されている。Beck and Shipley (1989)の結果と同じく、性犯罪者(強姦犯及びその他の性的暴力犯)の一般再犯率は、他の犯罪者に比べ低く、また、強姦犯の同一犯罪再犯率は、強盗犯、暴行犯、不法目的住居侵入犯、窃盗犯、自動車窃盗犯、詐欺犯及び薬物犯に比べて著しく低い。

¹¹ この15州で出所した犯罪者の数は、この年に全米で出所した犯罪者の約3分の2を占めている。

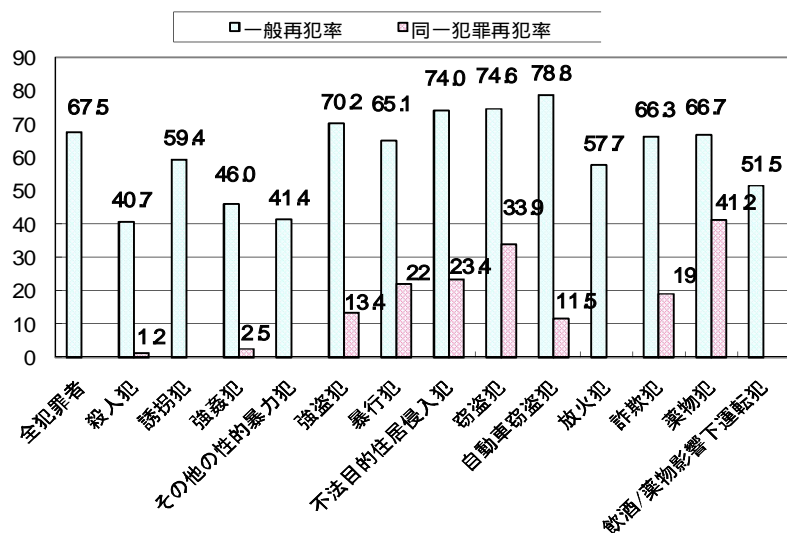


図7 1994年にアメリカの15州で出所した犯罪者の再犯率 (Langan & Levin, 2002)

以上の実証研究の結果から、性犯罪者の再犯率は他の犯罪者と比較しても顕著なものではないということが分かる。また、以上の実証研究結果は、「性犯罪者は必ず再犯を犯す。」という一般に流布した考え方に反する結果となっている。しかしながら、性犯罪者の再犯については、依然一つ深刻な問題が残っている。というのは、性犯罪者は、他の犯罪者に比べ、性犯罪を再犯罪種として犯しやすいという事実である (Beck & Shipley, 1989; Hanson et al., 1995; Langan & Levin, 2002; Sipe et al., 1998)。このため、他の犯罪者に比べて性犯罪者の再犯率が高くはないといっても、性犯罪全体の減少のためには、何らかのリラプス・プリベンション方策が必要となるのである。

再犯危険因子

性犯罪者地域通知制度が出所後の性犯罪者に対し、実際にどのような影響を与え、それが正負いずれの方向に働くのかを考察するのが本稿の主たる目的の一つであるが、そのためには、性犯罪者地域通知制度の持ち得る効果が、性犯罪者の再犯危険因子(予測因子)とどのような関係にあるのかを検討する必要がある。もしこの政策が、有害な副作用(すなわち、再犯の可能性の上昇)を有しているのであれば、この副作用は、当該政策の効果と性犯罪者の再犯危険因子との結びつきによって生じるものであるはずだからである。このため、本節

では、性犯罪者の再犯危険因子に関する先行研究結果をみることにする。

これまでの研究によって、再犯危険因子は、静的危険因子 (static risk factor) と動的危険因子 (dynamic risk factors) の 2 つに分類できることが分かっている。静的危険因子とは、「個人史における要因や、犯行や被害者の選択における特徴及び過去の犯罪数」のことをいう (Gerhold et al., 2007)。一方、動的危険因子とは、「(治療やライフイベント等により) 変化し得る特徴であり、その変化により再犯リスクが増減するもの」をいい、「犯罪者に適した特性」(criminogenic needs) とも呼ばれる (Hanson & Harris, 1998; Hanson & Morton-Bourgon, 2005)。静的危険因子は長期的な再犯傾向を予測するのに有効であり、動的危険因子は性犯罪者の治療プログラムが、治療対象者のどのような点に焦点を当てるべきかを判断するのに有効である。

性犯罪者の再犯危険因子についての研究は、主としてカナダとアメリカで生み出されてきている。表 3 は、それら先行研究のうちの 17 例 (15 例の個別研究及び 2 例のメタ分析) をまとめたものである。表 3 の先行研究では、静的危険因子と動的危険因子のいずれか一方を研究したものが大半であるが、双方を研究した包括的な研究も数例含まれている。

Freeman (2007) によれば、性犯罪者のタイプによって、再犯危険因子が若干異なることが分かる。また、表 3 から、性犯罪の再犯危険因子は、非暴力犯罪の再犯危険因子や全般的な再犯危険因子と異なっていることが読み取れる。性犯罪の再犯危険因子の多くは、非暴力犯罪の再犯危険因子や全般的な再犯危険因子にはならないのである (例: 逸脱的性的嗜好)。そのため、性犯罪者地域通知制度の影響と性犯罪者の再犯危険因子との結びつきを分析するに際しては、性犯罪の (動的) 再犯危険因子との結びつきだけでなく、非暴力犯罪の (動的) 再犯危険因子や全般的な (動的) 再犯危険因子との結びつきについても注意を払う必要がある。

まず静的危険因子についてみると、各研究において見いだされた静的危険因子は、分析対象となった性犯罪者のタイプ、研究上用いられた変数の違い等によって若干異なっているが、多くの因子が複数の研究において共通して確認されている。このため、「若年の単独犯」で、「性犯罪を早い段階 (at early age) から犯しており」、「様々な性犯罪を様々な若年の被害者に対して敢行した過去を有し」、「以前に治療プログラムを完遂することができず」、「母親との関係が恵まれない」者は、性犯罪の再犯リスクが高い典型的な例であると理解できる。興味深いことに、財産犯歴という、一見しただけでは性犯罪の再犯危険因子と見受けにくい要因を性犯罪の再犯危険因子として確認している研究もみられる (Rice et al., 1991; Scalora & Garbin, 2003)。

性犯罪者の全般的な再犯危険因子には、先述のとおり、性犯罪の再犯危険因子とは異なる要因が含まれており、薬物犯歴を含む非性犯罪の前歴、低社会経済水準 (low socioeconomic status)、非性的非行 (nonsexual delinquent behavior)、薬物/アルコール中毒、人種的マイノリティ、低い教育レベル、未婚等が確認されている。

次に、動的危険因子についてみると、静的危険因子と同じく、各研究において見いだ

された因子が若干異なっている。しかし、性的逸脱（例：逸脱的性的嗜好）及び反社会的志向（例：反社会的パーソナリティ、精神病質）、反社会的特徴（例：反社会的生活スタイル、全般的な自制能力不全、頻繁な失業、敵対的態度）、性的なものに関する逸脱的見解（例：性犯罪に対する寛容さ、性に関する知識の不足）及び愛情関係の不全（例：児童への感情的一体化、近い人々との対立）が、共通的に性犯罪の動的危険因子として確認されている。Hanson and Morton-Bourgon（2005）によれば、この中で、逸脱的性的嗜好、反社会的志向及び反社会的特徴が、最も性犯罪の再犯に対する影響が強いとされる。

アメリカにおける性犯罪者登録・地域通知制度の歴史

性犯罪者登録制度

アメリカにおける性犯罪者対策は、過去二十年で抜本的な変化を経験した。今日では全州で制定されている性犯罪者登録・地域通知法は、1990年代になってから制定されたものがほとんどで、それまで性犯罪者に対する登録義務を課す法律はほとんど存在しなかった。わずかにカリフォルニア州において、1947年に性犯罪者登録法が制定されていたのみである。

その後、1990年前後に発生した性犯罪者による幾つかの再犯事件が契機となって、被害者の遺族を中心として性犯罪者に対する規制の強化を求める運動が活発化した。こうした運動の結果、ジェイコブ・ウェッターリング子どもに対する犯罪及び性的に暴力的な犯罪者登録法（Jacob Wetterling Crimes Against Children and Sexually Violent Offender Registration Act、以下「ウェッターリング法」という。）が1994年に制定された。この法律こそが、性犯罪者を巡る政策の一大変革への第一歩であった。

1989年10月のある日、ミネソタ州セントジョセフに住む11歳の少年ジェイコブ・ウェッターリングは、近所のコンビニエンスストアから、彼の弟や友人達とともに帰宅する途中、見知らぬ男によって、いずこかへ連れ去られた。通報により、数分後には地元警察が誘拐現場に到着したが、既に男とジェイコブの姿はなかった。弟達の証言から、その誘拐犯は、ナイロンのマスクを付け、銃を持っていたということが分かったが、その男とジェイコブの行方はようとして知れなかった。そして、警察の捜索にもかかわらずジェイコブは今に至るも見つかっていない。事件当時、セントジョセフには、釈放された性犯罪者を一時的に収容する社会復帰施設（halfway house）が設けられていたが、地元警察はその事実を認知しておらず、この事件ではこの点が問題とされた。事件直後の1990年1月、ジェイコブの父ジェリーと母パッティーは、子どもに対する犯罪を防ぐことを願ってジェイコブ・ウェッターリング基金を設立し、パッティーは後に性犯罪者対策に関するミネソタ州の政府委員会のメンバーに任命された。そして、この政府委員会は州に対し、性犯罪者の個人情報に州が登録するよう義務付ける法律を制定すべきであると勧告した。この結果、ミネソタ州の性犯罪者登録法（Sex Offender Registration Act）が1991年に制定された。そして、パッティーや連邦議会の

上院議員を含む支援者らの働きかけの結果、連邦議会は 1994 年に、1994 年連邦粗暴犯規制及び法執行法 (Federal Violent Crime Control and Law Enforcement Act of 1994) を制定し、同法の一部として制定されたウェッターリング法において、全米各州に対し、性犯罪者に 10 年間¹²にわたって個人情報(氏名、住所等)の登録及び指紋と写真の提供を義務付けるとともに、州にそれらの情報の公開を認める州法の制定を求めたのである。

性犯罪者地域通知制度

性犯罪者地域通知制度が全米に広まったのは、後述するメーガン法によるところが大きいが、実は、ワシントン州においてはメーガン法の制定に先駆けて、性犯罪者地域通知制度を法制度化していた。ワシントン州では、1989 年に性犯罪者によって子どもが被害に遭う事件が続いたため、1990 年に地域社会保護法 (Community Protection Act) を制定し、性犯罪者に対して個人情報の登録を義務付けるとともに、市民の保護のために必要である場合にはこれらの情報を市民に通知する権限を法執行機関に与えていた。これが、アメリカにおける最初の性犯罪者地域通知制度である。この法律の内容が、後のメーガン法のモデルとなっている。

1994 年 7 月 29 日、ニュージャージー州に住む 7 歳の少女メーガン・カンカは、自宅の向かいに住む 33 歳の性犯罪前歴保有者であるジェシー・ティメンデカスに、「子犬を見せてあげる。」と喋り巧みに彼の家に誘い込まれ、暴行・殺害された。

警察は、付近の捜索に加わっていたティメンデカスの挙動が不審であったことから、彼を警察署に連行し、尋問したところ、メーガン殺害を自白した。遺族は、家の真向かいに住むこの男に、幼女への性的虐待を含む二度の性犯罪の前歴があることを知らなかった。さらに、警察の捜査により、この家に住んでいた 3 人の男はいずれも性犯罪前歴保有者で、刑務所内で知り合った仲間同士であったことが判明した。近隣の住民に幼い少女が殺害されただけでなく、その犯人が性犯罪者であったことによって、この事件は大きな社会的関心を集めた。メーガンの父リチャードと母モーリーンは、もしこのような事実を自分達が知っていたなら、このような事件は起きなかった、若しくは防げたはずだと考え、メーガン・ニコール・カンカ基金を創設し、州議会に対し、矯正施設から釈放されて近隣に居住している性犯罪者に関する情報を地域に通知する法律の制定を求めてロビー活動を行った。多くの共感と多数の署名を受け、ニュージャージー州議会では、委員会での審議を省略し、メーガンの死後わずか 89 日後には、一定の犯罪者の登録及び釈放告知に関する法律 (Registration and Notification of Release of Certain Offenders Act) が州知事の署名を経て制定されたのであった。この法律が、全米で初の「メーガン法」である。この州法の制定の後も、リチャードとモーリーンは、引き続き連邦議会に対し、同種の連邦法を制定するよう働きかけを続け、その結果、連邦議会はいわゆる連邦メーガン法を制定し、同法によってウェッターリング法を改正して、各州に

¹² 登録義務を負う性犯罪の前科を有していた者、加重性犯罪を行って有罪判決を受けた者又は「性暴力的略奪者」(sexually violent predator)であると裁判所に判断された者については、登録義務期間は終生とされた。

対し、性犯罪者についての登録情報を公表し、性犯罪者が住居を移した際には移住先地域の住民に通知するよう義務づける法律の制定を求めたのである。

性犯罪者の情報の公開については、ウェッターリング法が 1994年に制定された時点で、実は可能であった。ウェッターリング法は、登録した情報の公開を州に「認める」州法の制定を求めていたのである。しかしながら、ウェッターリング法は、公表を州に「義務付ける」州法の制定を求めていたわけではなかったため、性犯罪者の情報を公表するかしないかは各州の判断に委ねられていた。このため後の（連邦）メーガン法の制定まで、性犯罪者情報の公開制度を有さなかった州がみられたところである。

アメリカの連邦制度上、連邦法は各州に対し、直接の義務付けを行うことはできない。このため、ウェッターリング法は、各州に対し、性犯罪者の情報を登録する制度の構築を求め、同法の実効性に従わない場合には、各州の刑事司法制度の向上のために支出される連邦補助金（The Byrne Formula Grant）を 10%カットするというペナルティを課していた。この連邦補助金は、各州にとって極めて重要な補助金であるため、実質的にはこのペナルティによって、ウェッターリング法の実効性を担保していたのであるが、性犯罪者情報の地域通知制度の普及のため、メーガン法は、このウェッターリング法のやり方に倣った。つまり、メーガン法の実効性に従わず、性犯罪者の情報を公開する制度を創設しない州に対しては、先の連邦補助金を同じく 10%カットするというペナルティを課すこととしていたのである。この結果、すべての州において、性犯罪者地域通知制度が創設された。

以上のように、ウェッターリング法とメーガン法という 2 つの法律によって、性犯罪者登録制度と地域通知制度は構築されたのであった。

性犯罪者登録制度の発展

テキサス州ヒューストンに住む不動産業者であったパム・ライクナーは、空き家を買いたいという男性からの連絡を受け、その空き家に向かったところ、そこで待ちかまえていたのは、顧客を装って連絡してきた前科 2 犯の男であった。彼女は、その男に襲われたが、そこに彼女の夫が到着し、かろうじて命の危険を逃れた。その後彼女は、Justice for All という被害者の権利擁護団体を組織し、粗暴犯への厳罰を求めるロビー活動を行った。彼女は、1996年 7 月にロングアイランド島沖で起きた TWA800 便の爆発事故によって、2 人の娘とともに命を落としたが、彼女の遺志を継いだ支援者や上院議員達の尽力により、州を越えて移動する性犯罪者を追跡するための法律が同年に制定された。この法律は、彼女を偲んで、1996 年パム・ライクナー性犯罪者追跡特定法（Pam Lychner Sexual Offender Tracking and Identification Act of 1996）と名付けられている。この法律は、上記の 1994 年連邦粗暴犯規制及び法執行法を改正して、FBI に全国規模の性犯罪者データベースを構築させて性犯罪者の所在を追跡できるようにするとともに、当該データベースのために最小限必要な制度を維持できない州における性犯罪者登録及び地域通知制度を代行することを義務づけたのである。

このほか、性犯罪を抑止しようとする法的取組のうち、最近のものとして、2006 年アダム・

ウォルシュ子どもの保護及び安全法 (Adam Walsh Child Protection and Safety Act in 2006) が挙げられる。

この法律は、7つの章から成り立っており、性犯罪者対策についての新規事項がいくつか含まれているが、以下では、このうちの数点について述べることにしたい。まず第一に、本法により、性犯罪者の登録義務が強化されるとともに、全米性犯罪者登録簿 (National Sex Offender Registry) が創設された。この全米性犯罪者登録簿により、司法管轄区を越えて、統一的な基準の下に登録された性犯罪者情報を共有することが可能となった。市民はこの登録簿にアクセスすることはできないが、その代わりとして、性犯罪者についての関連情報を掲載している全米性犯罪者公益ウェブサイト (National Sex Offender Public Website) にアクセスすることができる。第二に、本法により子どもに対する性犯罪及び暴力的犯罪に対する新たな必要的最低量刑の創設や、厳罰化が行われている。第三に、全地球測位システム (GPS) を用いた性犯罪者の監視 (electric monitoring) について、そのパイロットプログラムに対する補助金の支出について規定されている (U.S. Senate Republican Policy Committee, 2006)。

性犯罪者登録・地域通知制度に関するアメリカ合衆国憲法上の論点

性犯罪者登録・地域通知制度は、制度創設以来、手続的・実体的デュープロセス違反、事後法禁止条項違反、平等保護条項違反、二重の危険禁止条項違反など、様々な合衆国憲法上の論争を引き起こしてきた (Levenson & D'Amora, 2007; 松井, 2007; 向井 & 大月, 2005)。本節では、これらの論点を紹介するとともに、それらに対するアメリカの判例について、簡単に触れておきたい。

手続的デュープロセス違反

メーガン法は、性犯罪者に対して事前に聴聞の機会を与えることなしにその個人情報を公開することを各州に認めている。合衆国憲法修正第 14 条第 1 節は、「いかなる州も、正当な法の手続によらないで、何人からも生命、自由又は財産を奪ってはならない。」¹³と定めているため、事前の聴聞を経ないで行われる個人情報の登録義務の付与及び州による当該情報の公開は、性犯罪者の自由の剥奪に当たるのではないかと、そしてその場合、当該登録・公表は修正第 14 条違反(すなわち、当該条項によって保護される手続的デュープロセスへの違反)となるのではないのかという論点が生じるのである。この論点については、個々の性犯罪者の危険性を評価するための聴聞の機会を与えることなくすべての性犯罪者の氏名と住所をインターネット上に掲載することを認めているコネティカット州法の合憲性が争われた Connecticut Department of Public Safety v. Doe 事件¹⁴において、合衆国最高裁判所は、メーガン法が修正第 14 条に保護される手続的デュープロセスに違反するという原告側の主張を退け、

¹³ 本節についての訳は、在日アメリカ大使館のウェブサイト

(<http://aboutusa.japan.usembassy.gov/j/jusaj-constitution.html>) から引用した。

¹⁴ 538 U.S. 1 (2003)

当該コネティカット州法を合憲であると判示している。

実体的デュープロセス違反

A.A. ex rel. M.M. v. New Jersey 事件¹⁵において、原告側は、インターネットを通じた性犯罪者情報の公開は、誰にでもその情報にアクセスすることが可能であることから、必要な範囲の人々を越えて自分達の個人情報が開示されることとなり、彼らのプライバシーの権利が侵害されるとして、インターネットを通じた性犯罪者情報の公開は、修正第 14 条によって保護される実体的デュープロセスに違反しており、違憲であると主張した。第三巡回区控訴裁判所は、制度の対象となった性犯罪者のプライバシーに対する侵害があったとしても、そうした性犯罪者のプライバシーの権利に比べ、公共の安全のための州の利益の方が勝ると判示している。

事後法禁止条項違反

アラスカ州のメーガン法は、法の制定前に有罪判決を受けた性犯罪者に対しても適用され、これらの者にも個人情報を登録する義務が課せられており、その情報の一部が州公共安全省によって公表されることとなっていた。このため、Smith v. Doe 事件¹⁶において、原告側は、当該州法は合衆国憲法第 1 条第 9 節の禁じる処罰的法規の遡及適用に該当しており、違憲であると主張した。彼らの主張は、個人情報の登録義務は処罰に該当し、そのため、法の制定前に有罪判決を受けた彼らに登録義務が適用されるのであれば、当該アラスカ州法は、合衆国憲法の事後法禁止条項に違反していることになるというものであった。しかし、合衆国最高裁判所は、同法は民事的な規制として意図された非処罰的な法律であると判断し、そのため事後法禁止条項に違反するものではないとして、原告の訴えを退けたのである。

平等保護条項違反

世の中の様々な種類の犯罪者の中で、性犯罪者のみが登録義務を課され、個人情報を公開されることとなっている。このため、同じ犯罪者同士でもその処遇に差があり、これは修正第 14 条の平等保護条項に違反するのではないかという論点が存在していた。Artway v. Attorney General of State of New Jersey 事件¹⁷において、第三巡回区控訴裁判所は、登録義務は平等保護条項には違反しないと判示したが、地域通知制度の合憲性については、判断を留保したのであった。

二重の危険禁止条項違反

カンザス州の性暴力的略奪者法 (Sexually Violent Predator Act) では、危険と判断された性犯罪者(「性暴力的略奪者」と判定された者)に対する民事拘禁制度を設けている。Kansas v. Hendricks 事件¹⁸において、本法の下で性暴力的略奪者として施設に収容された被告は、本法の民事拘禁は刑事処罰であり、このため本法は二重の危険禁止条項等に違反するとして訴え

¹⁵ 341 F.3d 206 (3d Cir. 2003)

¹⁶ 538 U.S. 84 (2003)

¹⁷ 81 F.3d 1235 (3d Cir. 1996)

¹⁸ 521 U.S. 346 (1997)

を提起したのである。合衆国最高裁判所は、当該民事拘禁は処罰に当たらず、そのため二重の危険禁止条項に反するものではないと結論づけた。本判決は、性犯罪者登録・地域通知制度を直接取り扱ったものではないが、これら制度の合憲性を巡る議論に大きな影響を与えた。この事件で、性犯罪者に対する民事拘禁が処罰ではないと判断されたことで、性犯罪者情報の登録義務及び地域通知も同様に処罰でなく民事処分であると判断される可能性が示されたわけである。

以上のように、現在までのところ、性犯罪者登録・地域通知制度は合憲と判断されてきており、今後この司法判断が覆る可能性は極めて小さいと考えられている。それでは、次に、犯罪学的な観点から性犯罪者地域通知制度についての論点を検討することとしたい。

性犯罪者地域通知制度に関する犯罪学的論点

性犯罪者地域通知制度については、法的論点だけでなく、犯罪学の見地からも様々な問題点が提起されてきた。というのも、これらの制度を通じて、性犯罪者はフォーマル・インフォーマルな烙印（スティグマ）を付与され、これにより嫌がらせを受け、差別され、社会から疎外されることが容易に想像できるからである。これらの制度によって、就業の機会や居住先の選択肢が狭まり、そのため、性犯罪者の更正と社会への再統合に悪影響を及ぼすのではないかと懸念は非常に強い。レイベリング論によれば、「ひとたび逸脱を犯した人に対しては、他者はその人が又逸脱するのではないかと恐れてその人を排除する。排除された人はまっとうな生活を送る機会が閉ざされて、再び逸脱する。他者はそれを見て自分たちの予想が正しかったことを確信し、逸脱者への排除を強める。その結果、逸脱者はますます逸脱者として生きていくしかないと考え、逸脱的アイデンティティを形成してい」き、とりわけ「重要な他者からの否定的な反作用に直面した逸脱者が、自分自身と相互作用をし、逸脱者としてのアイデンティティを強化したときに、逸脱は常習化しやすい」とされる（宝月、2004, p97）。このレイベリング論の主張に従えば、性犯罪者地域通知制度が、市民の自己防衛行動を強化するという当初の制度目的のために機能する一方で、性犯罪者に対して烙印を付与するツールとして機能するものである以上、この烙印付け（stigmatization）によって性犯罪者達は、他者からの否定的な反作用に直面する機会を増やされ、その再犯リスクは高まる結果になるのではないかと考えられる。しかも、性犯罪者地域通知制度の下での烙印付けは、一時的なものではない。烙印の期限が短期間で切れることはなく、登録義務がかかり、地域に情報が公開されている間は、烙印は消えることなく、再生産され得るのである。

性犯罪者地域通知制度は、性犯罪者に恥の感情を抱かせることを期待されている。自分達が性犯罪者として他の市民に知られているという認識とともに、登録され・地域に告知されているということに対する恥の感情が、再び犯罪に走ることをためらわせるのではないかと期待されているのである。しかしながら、犯罪者に恥を感じさせることは、常に有効であるとは限らない。それが再統合的（reintegrative）なやり方でなされるものでない場合は、恥付

け (shaming) は、むしろ有害に働くおそれがあるのである。このように、恥付けの性格によって犯罪者のその後の人生は変わり得る。Braithwaite (1989) によれば、恥付けには再統合的恥付け (reintegrative shaming) と拒絶的恥付け (disintegrative shaming) という2つの種類があるという。Braithwaite は、これらを以下のように説明している。

*再統合的に恥を付与するというのは、地域社会による非難(犯罪者に対する穏やかな非難から、彼の公式的なステータスを下げる手続まで様々なものがある)がなされた後、遵法的な市民の側から、犯罪者を再び地域社会に迎え入れるという意思表示がなされることをいう。その反対に、拒絶的に恥を付与する(烙印の付与)こととは、社会の中へのけ者というカテゴリの集団を作ることによって地域社会を分断することである(p55)。
烙印付けるといふのは、拒絶的に恥付けをするということであり、そこでは、当該犯罪者を社会の中にもう一度迎え入れるための取組は一切なされない。犯罪者に恥を与える儀式は行われても、その後、その逸脱者としての認定を解除する儀式が行われることはないのである(p101)。*

拒絶的な恥付けは、恥を付与された犯罪者と周囲の人々との間の親愛関係 (attachment) を損ね、また、その犯罪者の目に、犯罪(逸脱)的サブカルチャーをこれまでより魅力的に見せるものであるという。周囲の親しい人々というものは、犯罪者にとって、その将来の再犯を思いとどまらせ、自分の犯罪性向を恥じ入らせる存在となり得るため、こうした人々との結びつきが拒絶的な恥付けによって損なわれることは、犯罪者の更正にとって逆効果となり得るのと主張されている。他方、再統合的恥付けは、最終的に犯罪者を遵法的な地域社会に再統合することを目的としており、恥を付与された犯罪者にとって、「逸脱」が一番の自己属性 (master status) となることを防ごうとするものであって、犯罪者の再犯リスクを効果的に減少させるものであると主張される。性犯罪者地域通知制度を通じて犯罪者に恥を付与する行為は、その後何ら再統合的な取組を含まず、先述したとおり彼らを永続的な危険因子として社会から疎外することを制度の前提としているために、拒絶的な恥付けの一形態としてみなすことができる。

性犯罪者地域通知制度によってもたらされ得る社会からの疎外と、それによる生活手段の選択肢への制限は、性犯罪者を因習的・遵法的な社会につなぎ止めておくための社会的な絆 (social bond) に影響を与えることが考えられる。コントロール理論によれば、社会的絆が弱まった人々は、逸脱を犯しやすいとされる。これらの制度は、性犯罪者に烙印を付与して再統合なく社会から疎外する性格のものであるために、周囲への愛着 (attachment) を損ね、これまで蓄積した因習的世界への投資 (commitment) を奪い、健全な活動への関与の機会 (involvement) を奪い、社会規範に対する信頼 (belief) を打ち崩し得るものである。このため、登録義務を課され、地域への告知がなされた性犯罪者は、コントロール理論のいう社会的絆が弱まり、その再犯リスクを高めるおそれがあるのである。

積極的な形態でなされる地域通知制度は、移ってきた性犯罪者の住居の近辺に住むすべての人々に対して、その性犯罪者の過去の犯歴から個人的特徴まで様々な情報を提供する。こ

のため、地域通知制度によって「知らなかった」人が「知ってしまった」人となり、犯罪への不安や過剰な自警行動 (vigilantism) を惹起し得る。これにより、地域に告知された性犯罪者は、近隣の人々から非難され、私的な嫌がらせを受けることが考えられる。例えば、Finn (1997) によれば、告知された性犯罪者の 10% に満たない人々について起こったことであるとはいえ、様々な嫌がらせが実際に地域通知の現場で起きていることが報告されている。また、2005 年 5 月 6 日の USA Today は、フロリダ州である性犯罪者に対して起きた事件について報じている。その男は、15 年前に児童に対する性犯罪で有罪となった過去を有していたが、様々な理由から、すでに警察からは地域に危険を与える者とは考えられてはいなかった。ある日、彼と同じ地域の間人が、州警察のウェブサイトを開覧し、彼が過去に性犯罪を犯していたことを知った。そして、その閲覧者は、彼が児童強姦犯であるというピラを作り、その近所にばら撒いたのである。この記事によれば、そのピラには、彼についてもはや警察は危険視していないということは述べられておらず、太字のブロック体で「児童強姦犯」と書かれていた。ピラが張り出されてから 4 日後、彼は自殺したという。このほか、地域通知の対象となった性犯罪者に対する事例研究 (case study) を行った Younglove and Vitello (2003) は、メーガン法が地域社会の中でモラル・パニックを生みだし、過剰な自警主義を促進していると結論づけている (Welchans (2005) に引用)。このように、地域通知制度は地域の住人達の間で自衛行動を高めることを目的としており、それは無論大変有意義なことであるが、一方で、犯罪への不安を招き、現実の危険度を無視した過剰な自警行動を生み出す素地も有しているのである。

ところで、性犯罪者情報の公開は、犯罪に遭う可能性の高い潜在的な被害者にとって、日常の活動パターンを変えるだけの効果を有するのだろうか。日常活動論の観点からみれば、犯罪の標的となり得る側が潜在的な犯罪者の存在を認識していても、日常活動のパターンを変更しない限り、犯罪者と遭遇し被害に遭う可能性は残る。このため、地域通知によって実際に地域住民の日常活動のパターンが変化するのかが重要なポイントとなるであろう。しかし、日常行動のパターンというものは、通常、慣習化されている場合が多く、そしてその慣習化は、その人その人の社会的生活に根付いている¹⁹ため、大きく変更することは実際には困難である場合が多い。

多くの性犯罪は、親族や友人・知人間で生じるという先述の事実や、以上述べてきた犯罪学的な性犯罪者地域通知制度の論点を考慮すると、当該制度がどのような影響を有するのかについては、実際の犯罪抑止効果以外の効果にも目を向けつつ検討することにはやはり意義があることと思われる。それでは、次に制度の多面的な効果について各種の実証研究を系統的にレビューすることとする。

¹⁹ 例えば、職場や学校の場所は、固定されており、また、そこからの帰宅時間も基本的には固定されている上、そこに通うことは社会生活を送る上で義務又はそれに近い必要度の高い行為となっている場合が多いため、家の外にいる時間やその時間帯等の日々の生活パターンを変更するなどということは、実際には簡単なものでなく、困難なものである。

系統的レビュー

性犯罪者地域通知制度の有効性についての実証研究は、実のところまだ少ない。さらに、それらを包括的に取り扱ったレビューは、筆者の知る限りでは世界中で2例しか存在しない（Pawson, 2002; Welchans, 2005）。そしてその2例のレビューも、網羅的・系統的になされたものではなく、十分とはいえないというものが、性犯罪者地域通知制度の科学的検証を取り巻く実情である。Welchans（2005）では、性犯罪対策についての各種先行実証研究を、制度実施プロセス評価、利害関係者（性犯罪者、セラピスト、行政機関）評価、制度クライアント（地域住民）評価、対政策目標（犯罪抑止）評価の4つの評価に分類し、検討を行っている。本稿では、各カテゴリの射程をより明確にし、理解が容易になるように、の評価カテゴリを修正することとし、先行研究を、制度実施プロセス評価、地域住民等の受け止め方及び反応評価、性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価、実際の犯罪抑止効果評価の4つに分類することとする。次に、系統的レビューの進め方について記述する。

レビュー対象となる研究の選定基準

本稿における系統的レビューの対象となる研究を選択するにあたり、介入（intervention）の種類、アウトカム尺度、研究デザインの強度に関する基準は以下のものを用いた。

介入の種類

介入の種類としては、性犯罪者の登録及び地域通知が介入の中心であることを要することとする。実際の実施方法の詳細は各州に委ねられており、州によって差があるとはいえ、本レビューでは、地域通知がどのような方法で行われたか（例：ビラの配布、地域集会での通知、戸別訪問による通知、ウェブサイト上での公表、これらの組合せ）については問題とせず、特定の実施方法を採用しているか否かに基づいて研究を取捨することはしない。さらに、可能な限り多くの先行研究を検証することとするために、本稿では、通知される性犯罪者のリスクレベルによって研究を取捨することも行わない。

本稿では、性犯罪者地域通知制度の効果についての包括的な理解を目指すため、犯罪抑止効果以外の面についても評価を行う。このため、登録・地域通知両介入措置の政策実施プロセス及び、両措置に対する利害関係者（例：性犯罪者、地域住民、法執行機関）の受け止め方及び反応・経験についても考察対象とする。

犯罪抑止効果の評価のために選択される研究については、実際に介入があったことを条件とする。例えば、もし性犯罪者地域通知制度が存在していたなら防げたであろう性犯罪事件を事後遡及的に推定するような研究（例：Petrosino & Petrosino, 1999）は、確かにこれらの制

度の効果について若干の示唆を与えてくれるものではあるが、²⁰当該研究はあくまで思考実験であって実際の介入を伴った研究ではないため、本レビューには含めない。

アウトカム尺度

レビュー対象となる研究は、 どれほど正確かつ十分に登録・地域通知制度が実施されているか（制度実施プロセス評価のための尺度）、 地域住民を初めとする利害関係者（性犯罪者を除く）がどのように登録・地域通知制度を認識し、地域通知に対応しているか（地域住民等の受け止め方及び反応評価のための尺度）、 性犯罪者がどのように登録・地域通知制度を認識し、また彼らについての地域通知後にどのような事柄を地域社会での生活の中で経験したか（性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価のための尺度）、 地域通知制度採用後に司法管轄区内の性犯罪数がどのように変化したか、または、通知された性犯罪者の再犯率がどのように変化したか（実際の犯罪抑止効果評価のための尺度）のいずれかの問いに対し、何らかの数量的データを提示している研究であることを条件とする。

研究デザインの強度

政策実施プロセス評価、地域住民等の受け止め方及び反応評価、性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価の3つの評価に関しては、研究デザインの強度に関する基準は適用されない。犯罪抑止効果評価に関してのみ研究デザインの強度に関する基準を設定することとし、メリーランド大学式科学的方法尺度(Maryland Scientific Methods Scale(SMS。SMS の各尺度についての説明は、補遺 A を参照)において、3 以上であることを基準とする。²¹ただし、この基準については、実際のレビュー過程において用いることとし、レビュー過程に入る前の研究検索・選別の過程では用いないこととする。この点、変則的な系統的レビュー手法となるが、これは、実際の犯罪抑止効果に関する研究が少ないことが想定される以上、できる限り多くの実証研究を紹介したいという本稿の目的にかんがみて、やむを得ずこのとおり変則的な方法を採用する次第である。¹⁸SMS レベル 3 以上の研究デザインとすることについては、性犯罪者地域通知制度が因果的に犯罪の減少に結びついていることを科学的に検証するためには最低限必要な研究デザインの強度であると考えられるからである。

研究検索方法

研究検索の方法としては、以下に示す 4 つの手順を踏まえて、本レビューに適格な研究を検索した。

²⁰ Petrosino and Petrosino (1999) は、もしメーガン法（地域通知制度）がその犯罪が起きた当時に存在していたとしたら、どれだけの性犯罪が潜在的に防ぐことができただであろうかを推定した研究である。この研究によると、分析対象とした 136 件の性犯罪のうち、メーガン法がもし存在したとしても、防ぐことができたであろうと評価されたのはわずかに 6 件のみであった（表 7 参照）。

²¹ もちろん、性犯罪者地域通知制度は全米全州で採用されて久しい政策であるため、実際問題として、SMS レベル 3 以上の研究を現在行うことは、基本的に不可能であろうと思われる。

オンライン文献データベースの検索。以下の10のデータベースを検索した。すなわち、Criminal Justice Abstracts、Sociological Abstracts、Social Science Abstracts、National Criminal Justice Reference Service Abstracts、Government Publications Office Monthly Catalog、Educational Resources Information Center、International Bibliography of the Social Sciences、Public Affairs Information Service、Social Science Research Network、C2-SPECTRである。データベースの検索に当たって使用したキーワードは、Megan's law、notification、そしてregistrationであり、検索対象を狭めるため、必要に応じ、sex、molester、predatorの語を組み合わせ用いた(例：notificationとmolesterを一度に用いての検索)。

ウェブサイトの検索。以下の7つの組織のウェブサイトにおいて掲載資料を検索した。すなわち、米国司法省(<http://www.usdoj.gov/>)、米国国立司法研究所(<http://www.ojp.usdoj.gov/nij/>)、英国内務省(<http://www.homeoffice.gov.uk/>)、米国性犯罪者管理センター(<http://www.csom.org/>)、米国ワシントン州立公共政策研究所(<http://www.wsipp.wa.gov/>)、キャンベル共同計画(<http://www.campbellcollaboration.org/>)、米国国立科学アカデミー(<http://www.nap.edu/>)である。各ウェブサイトにおいて検索機能が利用可能である場合は、上記データベースの検索の際に用いたキーワードを使用して検索を行った。

現存レビューの検索。本レビューの時点で公表されていた既存のレビュー(Pawson (2002) 及びWelchans (2005))について、参照した。

インターネット上での検索。官公庁又は民間団体が公表している報告書を検索するために、インターネット検索エンジンであるWWW.GOOGLE.COMを用いてインターネット上での検索を行った。検索に当たっては、アメリカ以外の国における研究も、上記研究選定基準に合致する限り含めることとした。

上記の手順による研究の検索は、2007年12月13日に完了したため、2007年12月中旬までに発表された研究が、本レビューにおける研究検索に反映されたこととなっている。²²

研究検索の結果、1,220のアブストラクトが選定され、各アブストラクトは、本レビューの対処となる研究に適格かどうかを判別するため、詳細に審査された。この結果、制度実施プロセス評価に関する6例の適格研究を記した6のアブストラクトが、地域住民等の受け止め方及び反応評価に関する16例の適格研究を記した19のアブストラクトが、性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価に関する10例の適格研究を記した12のアブストラクトが、実際の犯罪抑止効果評価に関する5例の適格研究を記した6例のアブストラクトが見出された。

選定されたこれらの研究のうち、地域住民等の受け止め方及び反応評価に関する3件の研究のフルテキストと実際の犯罪抑止効果評価に関する1件の研究のフルテキストについて入手できなかった。これら入手不可能だった研究については、補遺Bを参照されたい。これら

²² 選定された先行研究の中に、2007年12月に公表された研究が1例(Levenson, Brannon, Fortney & Baler, 2007)含まれてはいるが、文献検索自体は同月中旬に完了したため、同月に公表されたすべての文献が検索対象となったわけではない。

とは別に、地域住民等の受け止め方及び反応評価に関する2件の研究のフルテキストを入手することができなかったが、これら2件の研究については、Welchans (2005)において詳細な内容が紹介されていたため、レビューにはこのWelchans (2005)に記された情報を二次活用することとした。

まず、上記の研究選択基準のうちの最初の2つ(介入の種類及びアウトカム尺度に関する基準)を満たしたすべての研究をレビューすることとし、先述のとおり、研究デザイン強度に関する基準については、実際の犯罪抑止効果評価に係るレビューの過程で考慮することとした。最終的にレビュー対象に選定された各研究の内容については、表4(制度実施プロセス評価に関する研究一覧)、表5(地域住民等の受け止め方及び反応評価に関する研究一覧)、表6(性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価に関する研究一覧)、表7(実際の犯罪抑止効果評価に関する研究一覧)を参照されたい。

制度実施プロセス評価

ウェッターリング法及びメーガン法に関する連邦政府の最終ガイドラインによれば、「これらの法律の主目的は、「性犯罪者の個人情報の登録義務及び当該情報の適切な発信によって、法による取締りを補助し、有罪判決を受けた児童性犯罪者や暴力的性犯罪者から国民を守ること」であるとされる(Office of the Attorney General, 1999)。したがって、この主目的の達成のためには、なによりもまず、性犯罪者に法に基づく登録義務を確実に果たさせ、次いで、登録された情報が正しいものであることを確認し、そして、適切に登録情報を公表することが不可欠となる。これら进行评估することとはすなわち、制度実施プロセスについて評価することにほかならない。

この制度実施プロセスの評価に関し、表4に掲げられているとおり6例の研究が選定された。Barnoski (2006a)は、ワシントン州のデータを用いて、登録義務の不履行率を測定するとともに、登録義務の不履行とその後の再犯との関係について検討している。この研究によれば、ワシントン州において性犯罪者登録制度が開始された1990年以降、不履行率は一貫して増加しており、1990年には5%であった不履行率が1999年には18%にまで上昇しているという。さらに、登録義務に従わなかったことによって有罪判決を受けた性犯罪者は、そうでない者に比べて、再犯率が50%高くなっているという。California Bureau of State Audits(2005)は、カリフォルニア州の性犯罪者登録簿に登録された情報の正確さを検査し、相当数の情報が不正確又は未更新のものであることを見出している。さらに同報告によれば、地域に通知されるべき51人の少年について通知対象から除外され、逆に42人の少年について、誤って地域に通知されていたことが判明した。この事実は、性犯罪者登録・地域通知制度の実施に過誤があった場合、人権への侵害が避けられないということと、そうした過誤ある制度遂行による人権侵害が実際に起こっていることを示している。Levenson and Cotter (2005)は、フロリダ州の性犯罪者登録簿に登録された性犯罪者情報の約半数が誤っていたことを発見している。Tewksbury (2002)は、インターネットで公開されているケンタッキー州の性犯

罪者登録簿の情報の正確さを測定した結果、正確な住所を記載した情報は75%以下にとどまり、その他は存在しない住所や会社の住所を記載していたことを発見した。登録義務の履行率についての興味深い調査結果として、登録簿に長く載っている性犯罪者ほど、登録情報を更新したり修正したりしなくなる傾向があることが発見されている（Tewksbury, 2006）。Barnoski（2006a）がワシントン州で見いだしたように、登録義務に従わなかった者がより高い再犯率を有するのであれば、法律上、危険度の高い性犯罪者のほうがより長い登録期間を義務付けられることを併せて考えると、再犯抑止のための方策として登録制度を実施していくためには、登録を性犯罪者に求めて終わる消極的な運用に終始するのではなく、登録後における積極的かつ周期的な登録内容の正確性の確認や登録義務の厳格な履行督促が必要になることと思われる。最後に、イギリスの登録履行率を調査したPlotnikoff and Woolfson（2000）によれば、イギリスではアメリカと異なり、調査時点では高い登録履行率となっている。

以上の研究結果から、アメリカでは、性犯罪者登録・地域通知制度について、必ずしも十分かつ正確に実施されてきているとは言い難く、一部では誤った運用による人権侵害が生じていることが分かる。

地域住民等の受け止め方及び反応評価

本項目についての評価研究の対象者は多様で、8例の研究が地域住民を、3例が法執行機関や保護観察・仮釈放監督官を調査対象としており、このほかに、性犯罪者をケアするセラピストを調査対象とした研究と法執行機関職員、法学部の学生及び地域住民をまとめて調査した研究がそれぞれ1例ずつ入手できた（表5参照）。これらのうち、地域住民を調査対象とする研究においては、制度の実施によって、性犯罪者に対する地域住民の不安感がどのように変化したか、性犯罪被害を避けるために日常活動パターンがどれほど変化したか、日常生活の中で自己防衛行動をとるようになったかどうか、の3点が共通的な検証項目となっている。

レビューの結果、通知を受けた地域住民は、自分の家族が身体犯及び性犯罪の被害に遭うことを恐れ、そして自分と自分の家族のために防衛的な行動をとる傾向がみられた。Beck and Travis（2006）では、地域通知が地域社会における不安感（fear）を惹起するとともに、女性や教育レベルの低い人々の方が、自分が被害にあうことへの危機感（self-risk of victimization）を感じる傾向にあることが確認された。興味深いことに、この研究によれば、地域への性犯罪者情報の通知は、自分が被害に遭うことへの不安感や危機感に対して直接的に結びついているのではなく、受け手の住民各々の教育レベル、年齢、人種、そして性別といった要因が、不安感や危機感への地域通知の影響を仲介し、増減させていることが示唆されている。これに沿うものとして、Caputo and Brodsky（2004）によれば、女性や未成年の子を持つ親、既婚者、同居者の数が多い人々などは、地域通知によって、より犯罪の被害に遭うことを恐れる傾向にあることが分かっている。また、地域通知をより重要視する住民は、より犯罪一般について不安視するとともに、身体犯とりわけ性的暴行を恐れる傾向にある。

性犯罪者登録・地域通知制度に対する地域住民の受け止め方についてみると、多くの研究において、好意的に受け止められていることが確認されている。Welchans (2005) に引用されている Redlich の研究 (Redlich, 2001) によれば、男性より女性の方がメーガン法 (地域通知制度) を支持していることが分かっている。性犯罪者身上公開制度を有する韓国における地域住民の反応を調べた Shin and Lee (2005) によれば、79.9% の調査参加者が身上公開制度を支持しており、反対者はわずか 6% に過ぎなかったという。地域通知に伴う地域集会の参加者を対象に行われた Zevits and Farkas (2000b, 2000d) では、参加者の 92% が当該集会を有意義であると考えていた。最後に、Phillips (1998) によると、調査参加者の大半が、メーガン法によって自分達の安全に気を配るようになったと回答しており、80% を越える人々が地域通知制度を非常に重要視していると述べている。しかし一方で、親達の半数以上が地域通知後にもベビーシッターに子どもを預ける頻度を変えておらず、一人での外出頻度についても、90% の男性と 60% の女性が何ら頻度を変えていないことが分かった。さらに、30 歳から 40 歳の人々の 40% 以上が一人での外出頻度を少なくしたのに対し、18 歳から 29 歳の若者の 80% 以上が、一人での外出頻度を変えていないことや、地域に性犯罪者が住んでいることを知っている人々の方が子どもを自分の見えないところにおいてもほったらかしにしていることが判明した。

法執行機関の職員や保護観察・仮釈放監督官の受け止め方や反応については、Redlich (2001) によると、法執行機関の職員は法学部の学生や地域住民に比べてメーガン法を支持し、同法は効果があると考えられる傾向が強いことが分かった。Zevits and Farkas (2000d) によれば、法執行機関の職員はメーガン法を支持する一方で、大半の職員は地域通知制度によって自分たちの仕事が増えたことを指摘し、4 分の 1 を超える職員がこの制度によって組織のリソースに負担がかかっていることに不満を抱いていることが分かった。また、Gaines (2006) は、多くの法執行機関にとって、性犯罪者に登録義務を完遂させることが困難な作業となっていることを示している。保護観察・仮釈放監督官については、Zevits and Farkas (2000c, 2000d) に参加した監督官の大半 (66%) が、地域に通知された性犯罪者の住居を見つけるのが、一番の難題であると回答している。

最後に、Welchans (2005) に引用されている Malesky and Keim (2001) は、性犯罪者のカウンセリング治療に従事するセラピストを調査対象としているが、この研究によれば、80% 以上の回答者が、性犯罪者の名前をウェブサイトで公表することは何ら性犯罪者に良い影響を与えるものではないと考えており、約 70% の回答者が、ウェブサイトで公表されても再犯は減少しない上に、地域の親達にとって誤った安心感が生まれるのではないかと回答している。

以上の結果から、性犯罪者登録・地域通知制度は地域住民や法執行機関によって強く支持されている一方で、性犯罪者の治療を担当するセラピスト達は、これらの制度は何ら性犯罪者に良い影響を与えないのではないかと懸念しているようである。また、制度の実施プロセスに関するものとして、法執行機関の職員達が制度の実施に困難を感じていることが分かった。

性犯罪者の受け止め方及びコミュニティ復帰後の経験評価

性犯罪者地域通知制度は、地域住民の自己防衛能力を高める一方で、性犯罪者に対し、自分の犯した罪を反省させ、また、周囲からの目があることを不断に意識させて再犯を抑制させることが期待されている。こうした性犯罪者自身に対する性犯罪者地域通知制度の影響が、果たして政策立案当初の期待通りなのかどうかを評価するために、この節では、10例の先行研究結果（表6参照）を検討することとする。

まず、Elbogen et al.（2003）によると、メーガン法を恐れる性犯罪者ほど、メーガン法を不平等な法律であると考えており、調査回答者の60%が、地域社会復帰後²³に様々な困難が待ち受けているだろうと答えている。Levenson and Cotter（2005）では、回答者の3分の1以下ではあるが、家や職を失ったり、脅迫されたり嫌がらせを受けたり、物を壊されたりという他者からの負の反応を経験していることや、回答者の過半数が、絶望感や困惑、恐怖感、ストレス、孤独感等を感じたり、周囲との関係を失ったりしていることを報告している。Matson and Lieb（1996）によると、ワシントン州で1990年に地域通知制度が開始されてからの6年間で、全通知ケースの3.5%のケースで嫌がらせが起きていることが警察に通報されているという。Tweksbury（2004, 2005）では、回答者の約42%が職を、約40%が友人を失っているという。Tweksbury and Lees（2006a, 2007）によると、通知された性犯罪者達は、職探しや周囲との関係を維持するのに困難を感じており、また、嫌がらせや公然と烙印付け（stigmatization）されていることや、慢性的な傷心状態にあることなどが報告されている。Tweksbury and Lees（2006b）によると、地域通知制度の負の影響である嫌がらせや失業、公然と烙印付けされたりする経験などは、大学内で独自に構築された性犯罪者公開制度でも同様に生じていることが確認されている。Zevits and Farkas（2000a, 2000d）も他の研究と同様に、地域通知制度の副作用として、性犯罪者の間に家や職の喪失が見出されることを確認しており、また、調査回答者の76%が、彼らと周囲との関係にとって、地域通知制度はマイナスに働いていると回答している。さらに、Levenson, D'Amora and Herm（2007）では、メーガン法によって地域社会が安全になったと考えているのは回答者の約3分の1に過ぎないことが報告されている。

以上に眺めてきたのは、メーガン法が性犯罪者に対してネガティブに働いてきた面についての調査結果であるが、次に、メーガン法が性犯罪者に対してポジティブに作用した面についての調査結果をみてみることにする。メーガン法が何らかの形でポジティブに作用している点については、7例の研究において報告されている。

Elbogen et al.（2003）によれば、回答者の72%が、地域通知制度は自分たちにとって、再び犯罪に走らせないための強力なインセンティブを与えていると考えており、また54%の回

²³ この調査では、調査対象者はすべて精神病院に入院中の者であり、地域社会への復帰前の性犯罪者達であった。

答者にとって、メーガン法が、性犯罪者向けの治療プログラムを受講しようという動機になっていると答えている。Levenson and Cotter (2005)及び Levenson, D'Amora and Herm (2007)によれば、それぞれ回答者の3分の2以上が、地域通知制度によって再び犯罪を犯さないように動機付けられたと答えており、また約3分の1の回答者が、周囲の目が光っているので、自分の中の危険要素(リスクファクター)をうまく抑えていきたいと答えている。Tweksbury (2004)では、61.1%の回答者が、地域通知制度のおかげで自分達が再び性犯罪を犯す可能性は少なくなったと答えている。

以上のように、性犯罪者地域通知制度によって性犯罪者の間に、友人関係の喪失や地域社会からの疎外、嫌がらせ、失業、精神的なストレス等といったネガティブな副作用が生み出されていることが先行研究の結果によって実際に確認された一方で、多くの性犯罪者がこの制度によって更正しようと動機付けられていることも分かった。

実際の犯罪抑止効果評価

本節では、性犯罪者地域通知制度の最も重要な役割である実際の犯罪抑止効果についての先行研究について検討する。研究検索プロセスの結果、5例の先行研究を発見し、そのうちの4例について入手することができた(表7及び補遺B参照)。

Adkins et al. (2000)では、登録性犯罪者の性犯罪再犯率と登録制度導入以前に同様の犯罪を犯した性犯罪者の性犯罪再犯率を比較している。この研究で対照集団となっている「登録制度導入以前に同様の犯罪を犯した性犯罪者」とは、有罪判決を受けた当時にも登録制度が存在していたら、登録義務の対象となっていた性犯罪者のことである。この研究では、性犯罪再犯率に加えて非性犯罪再犯率も比較されており、登録性犯罪者の性犯罪再犯率と非性犯罪再犯率は、共に対照集団の性犯罪再犯率及び非性犯罪再犯率より低かったことが見出されたが、これらの差異は、統計的に有意な差ではなかった。Lieb (1996)及び Schram and Milloy (1995)では、地域通知を受けた性犯罪者の再犯率と地域通知の対象とならなかった性犯罪者の再犯率を比較しているが、両者の間で性犯罪再犯率と非性犯罪再犯率の双方に有意な差はみられなかった。また、これらの研究では、新たに何らかの犯罪で逮捕されるまでの期間を両者の間で比較し、前者における中央値は25.1ヵ月であるのに対し、後者の中央値は61.7ヵ月であることが分かったが、情報が地域に通知されれば、地域住民や警察からの監視の目が厳しくなるのは当然であることから、この差異を主たる根拠として地域通知制度の再犯率に対する影響について何らかの仮説を立てるのは困難である。Walker et al. (2005)では、10州における性犯罪データの時系列分析によって、性犯罪者地域通知制度の影響を考察しようという試みがなされている。²⁴その結果、3つの州では法制定後に強姦件数の有意な減少がみられたが、逆に1つの州では、法制定後に強姦件数の有意な増加がみられた。そして、4つ

²⁴ 彼らの研究は、2005年当時にまず報告書の形で公表され、後に加筆・修正の上、2008年に論文誌に掲載されて出版されている。

の州では強姦件数の非有意な増加がみられ、2つの州では非有意な減少がみられた。以上のとおりこれらの結果は、相反するものを含んでおり、全体的にみて、性犯罪者地域通知制度は強姦件数に対して何ら系統的（systematic）な影響を与えていないと結論づけられている。Barnoski（2005a）では、ワシントン州における性犯罪者登録・地域通知法の成立と再犯率との関係について調査し、重犯罪（felony）の再犯率は、同法の成立前後で変化していないが、暴力的重犯罪（violent felony）の再犯率及び重性犯罪の再犯率は、同法の成立後に有意に減少していることを発見している。しかしながら、Barnoskiは再犯率の減少と法の成立との間に因果関係があるかどうかまでは分からず、全国的な犯罪件数の減少と同時に起こったワシントン州内での犯罪件数の減少やワシントン州内での性犯罪者に対する収監刑の増加による性犯罪者の犯罪機会からの隔離（incapacitation）などといった他の条件によって再犯率が有意に減少した可能性があることを結論として示している。

以上が性犯罪者地域通知制度の犯罪抑止効果についての先行研究結果であるが、いずれの研究も研究デザイン強度が弱く、Barnoski（2005a）とWalker et al.（2005）の強度はSMSレベルで2であり、Adkins et al.（2000）、Lieb（1996）そしてSchram and Milloy（1995）のSMSレベルは1である。それゆえ、これら先行研究のすべてが研究デザイン強度に関する基準に合致せず、それゆえ、制度と再犯率の変化との間に因果関係を立証するには不十分な研究デザインを採用しているのである。このため、本評価における結論としては、十分科学的に性犯罪者地域通知制度が犯罪抑止効果を有するかどうかを判断することのできる研究は現時点では存在せず、当該制度の犯罪抑止効果は、依然明らかではないということになる。

先行研究結果を踏まえた考察

全般的にみて、まず先行研究の結果が示すものは、性犯罪者登録・地域通知制度の不適切・不完全な実施状況である。そして、Barnoski（2006a）によれば、厳格な実施が損なわれている状況と性犯罪者の再犯とはいくらかの結びつきがあるのである。再犯を意図する性犯罪者は、何かしら手がかりとなるものを減らそうと、足が付くのをできるだけ避けるために、登録義務を意図的に怠る可能性が高いであろう。そのため、先行研究が明らかにしたような、不徹底な登録制度の実施状態は、再犯を容易にしまうおそれがあるのである。以上のことから、アメリカでは、登録制度は意図されたようには厳密に実施できておらず、そのためうまく機能していないことが窺えるのである。

性犯罪者の受け止め方についての先行研究結果によれば、地域通知制度は性犯罪者に再犯を思いとどまらせるよう動機付けするポジティブな効果を有していることがうかがわれる。しかしながら、すべての研究が、憂鬱感やストレス、不安感や孤独感などといったネガティブな作用を見出すとともに、住居や職を失ったり、脅迫や嫌がらせを受けたりといったインフォーマルなサンクションを性犯罪者にもたらしていることも確認された。登録・通知された性犯罪者は職や住居を失う傾向にあり、その上、社会的・個人的な人的ネットワークも失う傾向にある。こうしたインフォーマルなサンクションは、性犯罪者に対する調査だけでな

く、第三者である保護観察・仮釈放監督官に対する調査においても見いだされている(Malesky & Keim, 2001; Zevits & Farkas, 2000c, 200d)。このように、釈放されたとはいえ、登録され通知された性犯罪者は、しばしば社会的絆を失う危険に晒されるとともに、そうした状況に精神的な負担を感じているのである。

地域社会における登録・地域通知制度への反応に関して先行研究結果が示すのは、これらの制度のメリットとデメリットの両面があるという事実である。概して、地域住民や法執行機関は、これらの制度を高く評価し、そして支持している。しかし、これらの制度によって地域住民達が性犯罪者と性犯罪者の危険性に対する関心・意識を高め、何らかの防犯行動をとるなどしている人々が見られる一方で、地域住民達の間で性犯罪の被害に遭うことへの不安感が高まったり、モラル・パニックとそれに伴う過剰な自警行動が起きたりしてきているのである。地域社会における反応について、もっとも深刻な問題は、Phillips (1998) によって示された問題である。先述のとおり、この研究では、多くの(とりわけ、若い)地域住民が通知を受けても日常活動のパターンを変えていないことが示されており、近所に性犯罪者が住んでいることを知っている者の方が、子どもを自分の見えないところにいてもほったらかしにしていることも見いだされている。先述したように、日常活動論の観点からいえば、犯罪の標的となり得る者が潜在的な犯罪者の存在を認識していても、日常活動のパターンを変更しない限り、犯罪者と遭遇し被害に遭う可能性は残る。このため、地域通知によって実際に地域住民が自分達の日常活動のパターンを変え、日常生活の中で犯罪に遭い得る機会(例えば、我が子が目の届かないところにいても放置している状態など)を減らさなければ、地域通知に当初期待された犯罪抑止効果はそもそも無に帰すのである。ただし、この Phillips の研究結果は、極めて示唆的で興味深いものである一方で、元々の調査環境を超えて他の地域でも妥当する発見なのかどうかという外的妥当性(external validity)については不明である点には注意しなければならない。

これら、性犯罪者の受け止め方についての評価と地域住民等の受け止め方についての評価という2つの評価から、性犯罪者登録・地域通知制度は地域住民及び法執行機関職員からは好意的に受け止められ評価されていると考えていいが、その一方で、これらの制度は、釈放後の性犯罪者の生活と地域社会への再統合を困難にしている深刻な副作用があることが認められるだろう。ここで、これらの制度の支持者としては、どれほどネガティブな副作用が強かろうが、性犯罪の抑止という大義又は利益の下では、それらはやむを得ないことであるし、正当化し得ると主張できるだろう。それでは、その性犯罪の抑止という利益がこれらの制度によってどれほど生み出されるのかを評価した、実際の犯罪抑止効果評価の結果に移りたいと思う。

性犯罪者地域通知制度の効果を評価する先行研究のすべてが、弱い研究デザイン強度を採用しており、当該制度のいかなる犯罪抑止効果についても科学的な根拠を示せないでいる。これが、実際の犯罪抑止効果評価の結論である。

以上から、系統的レビューの結果、性犯罪者地域通知制度は難しい状況に置かれているこ

とが判明した。すなわち、地域住民や法執行機関に歓迎されている一方で、実際の犯罪抑止効果については、依然実証的に十分証明されておらず、また、釈放後の性犯罪者の生活及び社会への再統合を困難とする深刻な副作用を有していることが認められたのである。

再犯危険因子と性犯罪者地域通知制度の副作用との関係

性犯罪者地域通知制度に対する性犯罪者、セラピスト及び保護観察・仮釈放監督官の受け止め方に関する先行研究によれば、この制度が相当数の性犯罪者を地域社会から孤立させていることは明らかである。これにより性犯罪者達は精神的ストレス、孤立感、不安感、困惑、絶望感といった精神保健上の問題を体験するとともに、職や友人を失ったり、家や職探しに困難を感じたりしている。再犯危険因子についての研究をまとめた表3によれば、雇用の不安定、親愛関係の不調 (intimacy problem)、反社会的ライフスタイル、そして反社会的パーソナリティなどが性犯罪の動的再犯危険因子として実証的に確認されている。これらの再犯危険因子は、明らかに、地域通知制度がもたらす上記の副作用と容易に結びつき、またこれらの副作用によって促進され得るものである。そのため、性犯罪者地域通知制度は実は性犯罪者達の潜在的な再犯リスクを増加させている可能性があるといえるのである。

性犯罪者地域通知制度のその他の影響

性犯罪者地域通知制度の影響は、上記の系統的レビューで考察されたものだけにとどまらない。この制度は、実際に様々な面で社会に影響を与えていると考えられるのである。Ongerth は、メーガン法が制定される以前の裁判所は、ある特定の労働者を雇用するに当たって雇用者が犯歴チェックを行わなかったとしても、雇用者に求められる注意義務を怠ったという証拠にはならないと判断していたが、メーガン法制定後の現在では、現在雇用中の労働者や採用応募者の氏名が性犯罪者登録簿に載っているかどうかをチェックしなかった雇用者は過失があるとされる可能性があると主張している (Ongerth, 2005)。この Ongerth の議論は、会社の人材雇用・管理に対する性犯罪者地域通知制度の影響に関するものであるが、これと同様の影響が不動産賃借に対しても起きているといわれている。Rothenberg は、管理下の建物に現在居住している人々や、契約申込みのあった顧客に対して、近隣に性犯罪者が住んでいることを知らせる法的義務がアパートメントの管理者やその他の不動産業者に求められるかどうかについての議論が、メーガン法の制定以来、不動産業界で活発化していると論じている (Rothenberg, 2005)。

これらの影響に加え、性犯罪者地域通知制度は、潜在的な経済的影響をも有しているといわれている。性犯罪者の住居への距離が単身者向け住宅の価格に与える影響を、比較対象手法を用いて調べた Larsen らによると、性犯罪者の住居に近いことは単身者向け住宅の価格を下げる要因となるという (Larsen et al., 2003)。さらに、この研究では、能動的な地域通知

(proactive notification²⁵) の対象となっている危険度の高い性犯罪者は、受動的な地域通知 (passive notification²⁶) の対象である危険度の低い性犯罪者に比べ、より広範囲の住宅の価格を、より大きく引き下げる影響があることも確認されている。Linden and Rockoff も、Larsen らと同様に、登録された性犯罪者の存在が住宅価格にマイナスに働くことを報告している (Linden & Rockoff, 2006)。彼らが研究した地域では、性犯罪者の住居から 0.1 マイル以内にある住宅は、他地域の同等の住宅に比べて平均 4% (約\$5,500) の価格の低下が起きている一方で、0.1 マイルより離れた場所にある住宅には価格の低下は起きていなかったという。このため、彼らは、統計分析の結果として、人々の間に性犯罪者の近所に住むことに対する嫌悪感が間違いなく存在していると結論づけている。以上のように、性犯罪者地域通知制度は、ネガティブな経済的影響力をも持ち得るのである。

代替政策の可能性：治療プログラムは再犯率に作用し得るか？

系統的レビューの結論に示されたように、性犯罪者地域通知制度が実際に犯罪抑止効果を有するということを実証的に証明する科学的な根拠は現時点では存在しない。他方で、当該制度は、性犯罪者の再犯危険因子に作用することで、彼らの潜在的な再犯リスクを高め得ることが認められた。このように、性犯罪者地域通知制度の犯罪抑止効果には科学的な根拠が欠けている一方で性犯罪者の再犯リスクを高め得るという事実を考慮すると、性犯罪者の再犯問題に取り組み、再犯を減らすためには、この制度の他に何か別の方策がないかを探求することが重要な政策的検討課題となるであろう。本稿では、この代替政策の有望な選択肢の一つとして治療プログラムの活用に焦点を当て、その有効性について検討することとする。

犯罪者に治療プログラムは効果があるのだろうか？

治療プログラムを通じて犯罪者を矯正しようとする取組は、過去数十年にわたる歴史を有しており、用いられてきた治療プログラムのバリエーションも、多岐にわたっている。こうした治療プログラムの中では、大きく分けて生医学的 (又は生化学的) アプローチと心理学的アプローチという主要なアプローチが存在しているが、一般に後者に比べて前者の方がその効用についての研究が少ない。

心理学的アプローチの主要な例の一つとして、認知行動療法 (Cognitive-Behavioral Therapy 以下「CBT」という。) が挙げられる。これまでの実証研究の蓄積の中で、CBT は概して犯罪者の再犯の抑止に効果があることが示されている (例えば、Landenberger & Lipsey(2005)、

²⁵ オハイオ州における能動的な地域通知制度は、性犯罪者の移住後 72 時間以内に、保安官事務所が地域の様々な関係者に対して当該性犯罪者の情報を通知することを義務づけている。

²⁶ オハイオ州における受動的な地域通知の方法は、近隣の性犯罪者に関心を持った住民等が、自分自身で保安官事務所のウェブサイト上にある性犯罪者登録簿を閲覧するか、性犯罪者に関する情報を保安官事務所に請求することで、情報が提供される仕組みとなっている。

Lipsey et al. (2001)、Lipsey et al. (2007)、Pearson et al. (2002) を参照)。なお、興味深いことに、Lipsey et al. (2007) によれば、CBT の効果研究における効果サイズと研究デザイン強度との間には有意な関係はなく、すなわち、無作為統制実験 (Randomized Controlled Trial。以下「RCT」という。) で観測された効果サイズは準実験研究で観測された効果サイズと有意な差異を示していないという。これまでの実証研究において確認されてきた CBT の有効性から、少なくとも、「治療プログラムを通じて犯罪者を矯正することは不可能なことではない。」ということがいえる。

さて、犯罪者という、一語で表されてはいるが実は様々な種類の人々からなる一群に対して、総体的に治療プログラムによる矯正が可能であることは確認できた。性犯罪者に対する代替政策の探求という本節の目的のために次になすべきことは、ここから一步進んで、「性」犯罪者に治療プログラムは有効に働くのかどうかという個別的な検証を行うことである。

性犯罪者にとって治療プログラムは効果があるのだろうか？

性犯罪者に対する治療は、生医学的アプローチの可能性が探究されている主要な分野の一つに数えられている。Winton (2005) によれば、性犯罪者に対する治療パラダイムには、医学的パラダイム、心理学的パラダイム、そして生物心理学的 (biopsychological) パラダイムという3つの主要なパラダイムがあるという。そして彼は、近時 (1993年から2002年にかけて) に出版された学術文献においては心理学的パラダイムが支配的なパラダイムでありつづけた一方で、性研究・治療関係論文誌 (sex research and therapy journals²⁷) は、虐待・養育放棄関係論文誌 (abuse and neglect oriented journals²⁸) に比べ、医学的な理論と介入プログラムについて採りあげる傾向が強かったことを確認している。

性犯罪者に対する治療プログラムの有効性を検証する個別的な取組は、犯罪者一般に対する治療プログラムの有効性を検証する全体的な取組同様に、数十年にわたってなされてきた。Furby らは、1980年以前に行われた心理学的アプローチと生医学的アプローチの双方を含む42例の研究結果を検討し、性犯罪者に対する治療プログラムが有効に性犯罪の再犯を減少させるという科学的な証拠は見当たらないと結論づけた (Furby et al., 1989)。しかし、彼らの研究から6年後に、Hall が Furby らの研究で検討された研究よりもっと最近に行われた12例の研究を用いてメタ分析を行い、性犯罪者に対する治療による矯正の可能性を見いだしている。そして、より高い基準再犯率 (base rates of recidivism) を用いた研究の方が、治療効果についてより大きい効果サイズを確認していることを発見するとともに、CBT とホルモン療法は行動療法より効果的であるが CBT とホルモン療法 (科学的去勢といわれる。) の間には

²⁷ 性研究・治療関係論文誌として、The Journal of Sex & Marital Therapy、The Journal of Sex research、Journal of Sex Education and Therapy、Archives of Sexual Behavior 及び Canadian Journal of Human Sexuality が選ばれている。

²⁸ 虐待・養育放棄関係論文誌として、Child Abuse and Neglect と Journal of Interpersonal Violence が選ばれている。

有意な効果差がないことを確認した(Hall, 1995)。最近行われた Aos らによるメタ分析では、在監性犯罪者に対する CBT は、通常の処遇を受け続けた対照集団に比べて、再犯率を平均 14.9%減少させる効果があり、保護観察下にある低リスク性犯罪者に対する CBT は、対照集団に比べて、同じく再犯率を平均 31.2%減少させる効果があることが報告されている。Hanson らによるメタ分析も、CBT が再犯一般及び性犯罪の再犯の両方を減少させるのに有効であることを立証しており、また、1980 年以前に行われていた古い治療方法（これは Furby らのレビューで検討対象とされた治療プログラムと同じ時期のものである。）にはほとんど効果が見いだせなかったことを確認している（Hanson et al., 2002）。近年、RCT のみを用いたメタ分析が、良質の科学的根拠に基づく医療情報の蓄積を目指すコクラン共同計画の系統的レビュー・プロジェクトの一環として行われている。この分析を担当した Kenworthy らは、CBT が釈放後一年以内の再犯を減らす可能性を示す科学的な根拠はある²⁹ものの、決定的な結論を示すまでには至らないと報告している（Kenworthy et al., 2004）。Lösel と Schmucker は、様々な性犯罪者治療プログラムを扱った 69 例の先行研究を用いたメタ分析を行い、幾つかの研究では逆効果もみられてはいるものの、大多数の研究において、性犯罪者に対する治療プログラムの有効性を確認したと報告している（Lösel & Schmucker, 2005）。このメタ分析の結果によれば、治療を受けた性犯罪者は、治療を受けていない性犯罪者に比べ、性犯罪再犯率が平均で 37%低いことが示されている。このメタ分析で興味深いのは、RCT の研究と非 RCT の研究の間でアウトカムに有意な差がないことが示されたことである。さらにこの研究では、どの種類の治療プログラムが最も効果的かどうかについても分析されており、その結果によると、生体治療（organic treatment。原研究では、外科手術による去勢又はホルモン療法を指す。）は心理社会的治療より大きな効果を示していると報告されている。しかしながら、この効果差は、各個別研究において治療対象となっている性犯罪者の属性によって、いくらかバイアスがかかっている（部分的な交絡が生じている）という注意がなされていることに注意しなければならない。また、このメタ分析においては、心理学的プログラムの中で CBT が最も頑健な（robust）効果を示していると報告されている。以上の諸研究に加え、Aos らは、未成年性犯罪者向け治療プログラム（分析対象となったプログラムのほとんどが CBT タイプのプログラム）の効果を検証した 5 例の先行研究と、成人性犯罪者向け CBT プログラムを検証した 7 例の先行研究を用いてメタ分析を行っている（Aos et al., 2001）。彼らによると、未成年性犯罪者向け治療プログラムは一般再犯率を約 12%減少させるとともに、性犯罪の再犯率を約 17%減少させる効果があり、成人性犯罪者向け CBT プログラムは、一般再犯率を約 11%減少させるとともに、性犯罪の再犯率を約 13%減少させる効果があるという。このメタ分析の結果から、治療プログラムは、成人 / 未成年者問わず、性犯罪者の再犯抑止効果

²⁹ Harkins and Beech (2007)によると、この CBT の有望さを示す根拠となっている Marques らによる 2005 年の研究（Harkins & Beech (2007)に引用）では、最近、最終的な研究結果（Kenworthy et al. (2004)に引用されたのは、この研究の初期バージョンのもの）が出て、結局実験グループと対照グループの間には有意な差は見いだされなかったと報告されている。

が期待できると考えられる。

以上の実証研究結果から、性犯罪者に対する治療プログラムは、対象者が成人であろうが未成年であろうが有効であり、また、生医学的治療プログラム及び CBT が最も効果が高いように思われる。このとおり、性犯罪者に対する治療プログラムの有効性は確認できたが、政策として推進するに当たっては、費用対効果の観点からの考察を欠かすことはできない。このため、次に性犯罪者に対する治療プログラムの費用対効果について、検討することとした。

性犯罪者に対する利用プログラムの費用対効果

未成年性犯罪者向け治療プログラム(分析対象となったプログラムのほとんどが CBT タイプのプログラム)及び成人性犯罪者向け CBT プログラムのそれぞれについて費用対分析を行った Aos et al. (2001) によれば、プログラム受講者当たりの平均費用は、前者が\$9,920、後者が\$6,246であった。これを費用対効果比で計算すると、コスト\$1あたりの利益額(性犯罪が発生したと場合に、それによって生じる実体的・精神的損害を金銭的に評価した額)は、前者が\$3.38、後者が\$4.13³⁰であり、性犯罪者に対する CBT をベースとした治療プログラムは性犯罪抑止効果があるだけでなく、投資費用を上回る利益が得られることが分かった。

以上から、巷間言われる「性犯罪者には治療プログラムは役に立たない」という言説は誤りであり、性犯罪者に対する再犯抑止方策として、治療プログラムを活用することは有効であり、費用対効果の点でも有益な方策と考えられるのである。

性犯罪者地域通知制度の導入によってもたらされ得る結果

本節では、性犯罪者地域通知制度によってもたらされる社会的な利益とコストについて検討する。ただし、ここでは、我が国に導入した場合の利益とコストではなく、これらの制度に本質的に付随する一般的な利益とコストについて考察する。

制度によってもたらされる利益

ここまでみてきたように、性犯罪者地域通知制度は、地域住民の自己防衛意識・行動を高めるツールとして期待されている。また、この制度は、犯罪に立ち向かうための地域社会内の連帯を強めるとも考えられている。そして、この連帯は、性犯罪者のみならずより広範な潜在的犯罪者に対する監視の目を強める可能性を秘めている。また、性犯罪を企図する者にとっては、地域通知制度があることによって、犯行を思いとどまらせている可能性も否定できない。こうした地域社会の連帯の向上と潜在的な犯罪者への心理的な抑止効果への期待は、この制度によってもたらされ得る利益と考えてよい。

³⁰ この試算の金銭的評価は、2000年時点でのドルの価値で計算されている。

制度に伴う有形のコスト

性犯罪者登録・地域通知制度は金銭的費用のかかる制度である。表8は、ワシントン州において登録・地域通知制度が開始された際の初期費用を示したものである。示されているのは初期費用であるため、実際問題としてこれらは制度の運用に要する費用全体の一部ではない。なぜなら、表8に示された費用は初期費用であるがゆえに、その後行われるようになったインターネットでの情報公開に要する費用や各種の制度維持費等を含んでいないからである。例えば、制度維持費についてみると、性犯罪者が登録された住所にきちんと住み暮らしているかを確認するのは極めて手間と費用がかかるものである。また、性犯罪者登録簿上の情報を更新していくことや登録簿のシステムを更新していくことも同様に費用のかかることである。ワシントン州の性犯罪者登録簿には、2007年7月10日時点で、19,700人の性犯罪者が登録されている³¹が、これらの者一人一人に対する直接の住所確認のために、2008年予算案³²では5百万ドルが計上されている。無論こうした制度維持費は、扱う登録性犯罪者の数や登録簿のシステムプログラムの構造や機能、当該地域の物価等によって増減するものであるが、性犯罪者登録・地域通知制度を厳格に実施するためには、相応の費用が必要であることは疑いのない事実である。また、性犯罪者地域通知制度が、性犯罪者の住居に近い住宅の価格を押し下げる潜在的な経済効果を有していることも、制度の有形コストとして挙げられるであろう。

制度に伴う無形のコスト (I)： 制度の不適切な運用による人権侵害

性犯罪者地域通知制度は、必ずしも適切には運用されてきているとは言い難く、その実施も不十分なものとどまっている地域がアメリカでは多数みられている。そして、系統的レビューの制度実施プロセス評価で先行研究が示してきているように、この制度には人権侵害のおそれ不可避免に伴っている。よしんば、こうした人権侵害のおそれをどのように考えるかは立法政策の問題だといったとしても、人権侵害事態を回避するための厳格で誤りのない運用を行うためには、制度の実施を司る現場レベルの負担を考慮する必要があると思われる。地域住民等の受け止め方及び反応評価における、アメリカの法執行機関職員に対する幾つかの先行研究で明らかになったことは、現状の不完全な制度運用状況下ですら、既に制度の実施に伴う法執行機関等への負担が問題視されていた事実である。そこから一歩進んで、厳格で誤りのない制度運用を行うためには、現時点の負担より更に負担が増すのは当然予想されることである。

制度に伴う無形のコスト (II)： モラル・パニックと網羅的な排斥運動のおそれ

³¹ <http://www.klaaskids.org/st-wash.htm> (本稿執筆時点の掲載情報)

³² <http://www.ofm.wa.gov/budget08/highlights/safety/proposal.htm>

冒頭に述べたように、多くの人々は、マスメディアが子どもを被害者とする事件を集中報道するために、周囲の子どもが犯罪に巻き込まれないかどうか不安を感じている。そして、ほとんどの人々は、被害に遭うおそれ（リスク）を、犯罪についての客観的な情報や自分の身の回りの経験・体験からではなく風聞的な「伝聞証拠」によって、見積もっているようである。そこでは、性犯罪者の再犯リスクには幅があることや適切な治療プログラムを通じれば彼らにも更正の可能性があることなどを含めた「性犯罪者というものの実像」について、十分な理解は共有されておらず、このため、性犯罪者の虚像がいたずらにできあがっている状況にある。こうした状況下で一旦、衝撃的で世間の耳目を集める性犯罪が起きれば、性犯罪者に対する度を越えた根拠のない不安感・恐怖感が地域社会全体に広まるおそれが十分に考えられる。この時、この事件を起こした性犯罪者がどのような種類の者で、被害者とのような関係にあったのか、どのような場所で事件が起きたのか等の背景事情に関わりなく、性犯罪者一般に対するモラル・パニックが発生するおそれがある。人々は、個々の性犯罪者の再犯リスクレベルなど関係なく、性犯罪者すべてに対して、その不安をぶつけることになる。この時、地域通知制度が存在していると、すべての性犯罪者の住居は周知のものであり、容易に地域内のすべての性犯罪者の所在が特定可能である。そうなれば、各々の性犯罪者の個別的な再犯リスクや今回の新しい性犯罪とのつながりに関わらず、性犯罪者本人や家族又は家屋等に何らかの被害が及ぶことが想像でき、その結果、地域社会が、（他の犯罪者に比べても）再犯のおそれの小さい性犯罪者や更正プロセスが順調に進んでいる性犯罪者を含めたすべての性犯罪者に対する排斥運動（ostracism）へと向かっていくことが懸念される。

一旦生まれたこうしたモラル・パニックがそのまま鎮静化せず、そのまま進行した場合、最後に行き着くのは、性犯罪者の社会からの徹底的な追放である。このような状況が示すものは2つある。一つは、過剰な自警主義（vigilantism）であり、もう一つは、再統合的恥付け（reintegrative shaming）に対する拒絶的恥付け（disintegrative shaming）の遙かな優勢である。

こうした状況下での犯罪者に対する烙印付け（拒絶的恥付け）は、感情的であり、またそれだけに激しいものである。

一般市民がアクセス可能な性犯罪者登録簿は、地域住民に誰が性犯罪者で、それは近所のどこに住んでいるかを示し、そして思い出させ続ける永続的なツールとして機能する。Farrington らの研究（Farrington et al., 1978）を参照すると、レイベリングによる逸脱増幅効果は、レイベリングが単発的であれば、レイベリングから時間を経過することでその効果は薄れていくと考えられるが、もし地域通知の制度設計として、性犯罪者登録簿を常に大衆にアクセスを開いていることとする方策を導入したとすると、レイベリングの機会が単発的ではなく永続的に存在することとなる。そこでは、性犯罪者を社会から疎外しようとする拒絶的で永続的な取組のみが、何らの再統合的な取組を伴わないまま、繰り広げられるのである。

おわりに：現時点の科学的根拠に基づく対地域住民型性犯罪者地域通知制度の評価

性犯罪者地域通知制度は、多面的な効果を有する。制度創設時に期待された犯罪抑止効果が科学的に証明されていない一方で、当該制度は、地域住民の間で、安心感を向上させ、自己防衛（防犯）行動を促進させているという正の効果がみられるところである。こうした安心感や自衛行動は、地域における治安の維持や警察活動の推進にとっても、有益となるものであろう。しかしながら、これらの正の効果と同時に、性犯罪者地域通知制度は、地域住民をモラル・パニックへと駆り立て、性犯罪者の地域社会からの疎外を促進するおそれがあり、そしてその結果、実際に性犯罪者の再犯リスクの上昇に行き着き得るのである。このように、対地域住民型の性犯罪者地域通知制度の導入は諸刃の剣であり、多くの負の副作用を生じ得る強力極まりない施策であるといえよう。

以上は、性犯罪者地域通知制度の悪影響を懸念する論者によって繰り返し指摘されてきたことであるが、本稿では、実証的な研究結果をもとに、こうした懸念が単なる杞憂でないことを明らかにしてきた。本稿での検討結果から客観的にみて、性犯罪者の再犯抑止のためには、科学的根拠を不断に取り込みながら効果的な治療プログラムを発展させていくことのほうが、性犯罪者地域通知制度を構築して性犯罪者を疎外し、彼らの再犯リスクを高めるリスクを冒すより、より良い方策であると思われるのである。³³

繰り返すようであるが、感情的な満足と安心感のために、実際に犯罪を生じさせる危険を高めてはならないのである。また、念を押しておくが、筆者は本稿での結論を導くに際して「犯罪者（の人権）保護論」に立っているわけではまったくない。当然のこととして、罪を犯した者は必ず裁かれ、相応の罰を受けて罪を償わねばならない。思うに、責任ある社会安全政策とは、現行の司法制度の中で「ほとんどのすべての犯罪者は、遅かれ早かれ地域社会に戻ってくる」という冒頭に記した厳然たる事実を踏まえ、その上で、社会から性犯罪者を1件でも少なくするためには何が重要かということについて公平で客観的な観点に基づいたものでなくてはならない。この結果、例え一見受益的に映るとしても、「犯罪者に対する治療」という方策が犯罪抑止上有効であるとすれば、「厳罰的で賛同が多いとしても、逆に再犯リスクを高める施策」との比較において、これに優先して用いられるべきであるというだけのことである。

犯罪抑止対策は、多様な主体が、多角的に対策を採っていくことが重要であり、その際には、犯罪という行為の主体となる犯罪者／被害者（物）／保護者という個々の要素の行動（動き・配置）のコントロールに着目したミクロ的な対策（このうちの一つが、近年我が国においても関心の高まっている状況的犯罪予防（situational crime prevention）である。）と、犯罪者を生み出す社会的な構造の改善に着目したマクロ的な対策が二元的に並行して行われるべきである。したがって、性犯罪者に対する治療は、性犯罪対策において排他的で唯一無二の対策ではあり得ず、治療以外の対策も採られるべきであるのは当然のことであるが、多様な

³³ 我が国でも、平成18年から、法務省が行刑施設の内外で知行動療法に基づく性犯罪者処遇プログラムの実施を始めた。薬物療法については、医療倫理上の問題や現状の科学的知見の不足等を理由として、今後の検討課題とされている。

複数の対策が併存し得るといっても、逆効果のほうが期待効果に勝る可能性のある施策は避けられるべきであり、また、逆効果のほうが期待効果より劣るとしても、そういった逆効果を伴う施策は、優先順位が低くなるはずである。

本稿では、性犯罪者地域通知制度を主たる検討対象とした構成としたが、説明の便宜上、複数の箇所において性犯罪者登録制度についても言及した。性犯罪者登録制度は、地域通知制度の前提となる制度ではあるが、現にアメリカでも期待されているとおり防犯的利点だけでなく捜査上の利点がある³⁴という点において、地域通知制度とは違った固有の意義・性格が認められるものである。そのため、登録制度は地域通知制度の基礎となる制度であるにしても、制度の有用性や導入の可否についての議論においては、地域通知制度と分離して考察する（無論、完全に分離した考察にはならないにしても）必要が当然あることと思われる。このため、筆者としては、次の個人的な研究課題として、登録制度と地域通知制度を個別的に考察し、我が国への導入の可否について検討していきたいと考えている。

別表1～8については40ページにわたったため、紙面及び編集の都合上、割愛せざるを得なかった。別表について関心をお持ちになられた方は、筆者にお問い合わせいただければ幸いです。

³⁴ 性犯罪者登録制度は、性犯罪が起きる前にのみ利点を有するのではなく、性犯罪が発生した後でさえ、役立つ点が存在する。それは、すなわち、事件捜査における活用である。ひとたび事件が起きれば、警察は、性犯罪者登録簿を用いて容疑者の範囲を狭めることもあるであろう（実際にアメリカではそのような利用が行われている。）。性犯罪者の性犯罪再犯率は一般的に想定されるより低い、他の犯罪者が性犯罪を犯すよりも性犯罪者が再び性犯罪を犯す率の方が高いことから、警察が容疑者を絞り込むために性犯罪者登録簿を用いることは、それが常に被疑者に行き着く方法であるとは限らないにせよ、捜査上の一つの方策として、理にかなってはいるのである。

補遺 A

メリーランド大学式科学的方法尺度 (SMS) の区分についての説明

以下の説明は、Sherman et al. (2005)での SMS についての記述に依拠している。

レベル1

ある特定の一時点における、犯罪抑止プログラムと犯罪量との相関づけを行っている研究。
(例：防犯カメラありのエリアは、防犯カメラなしのエリアに比べて、現時点の犯罪率が低い。)

レベル2

比較可能な統制条件下におけるプログラム実施前後での犯罪量の比較は行っていないが、ある一つのエリア(又は集団)でのプログラム実施前後での犯罪量の比較を行っている研究。
(例：防犯カメラ設置後に、このエリアの犯罪は減少した。)

* レベル1 とレベル2 の研究は、Cook と Campbell による科学的方法論に関する著名な著作においても、不十分で厳密な解釈が困難であると考察されている (Cook&Campbell, 1979)。

レベル3

実験条件下と比較可能な統制条件下の双方で、プログラム実施前後の犯罪量の比較を行っている研究。(例：防犯カメラの設置後、実験エリアでは犯罪が減少したが、比較可能な統制エリアでは犯罪の減少はみられなかった。)

レベル4

複数の実験的及び統制的ユニットにおけるプログラム実施前後の犯罪量の比較を、犯罪量に影響し得る他の変数(プログラム実施の有無以外の要素)をコントロールした上で行っている研究。(例：被害を受ける / 受けないに影響する建築物の諸特徴をコントロールした上でなお、防犯カメラによる監視下にある店舗では、そうでない店舗に比べ、犯罪被害回数が減少した。)

レベル5

実験参加ユニットに対して、プログラムの実施の有無が無作為に割り当てられた研究。(例：防犯カメラの設置を無作為に割り当てられた店舗の犯罪被害回数は、そうでない(無作為の割当て時に防犯カメラの設置を割り当てられなかった)店舗の犯罪被害回数に比べ、減少した。)

補遺 B

系統的レビューにおいて入手・活用できなかった先行研究一覧

地域住民等の受け止め方及び反応評価

Beck, V. S. (2003). Assessing the effect of sex offender notification on emotional, cognitive, and behavioral reactions. *Dissertation Abstracts International*, 63 (7), 2702-A.

Zevitz, R.G. (2003). Sex offender community notification and its impact on neighborhood life. *Crime Prevention and Community Safety: An International Journal*, 5, 41-61.

Zevitz, R.G. (2004). Sex offender placement and neighborhood social integration: The making of a scarlet letter community. *The Justice Professional*, 17 (2), 203-220.

実際の犯罪抑止効果評価

Zevitz, R.G. (2006). Sex offender community notification: Its role in recidivism and offender reintegration. *Criminal Justice Studies*, 19 (2), 193-208.

(アブストラクトの記述から、この研究の SMS レベルは 2 と推測される。)

参照文献

- Adkins, G., Huff, D., & Stageberg, P. (2000). *Iowa sex offender registry and recidivism*. Des Moines, IA: Iowa Department of Human Rights.
- Aos, S., Miller, M., & Drake, E. (2006a). *Evidence-based adult corrections programs: What works and what does not*. <http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=06-01-1201> から取得(平成20年4月6日)。
- (2006b). *Evidence-based public policy options to reduce future prison construction, criminal justice costs, and crime rates*. <http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=06-10-1201> から取得(平成20年4月6日)。
- Aos, S., Phipps, P., Barnoski, R., & Lieb, R. (2001). *The comparative costs and benefits of programs to reduce crime*. <http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=01-05-1201> から取得(平成20年2月6日)。
- 青山彩子. (2006). 警察による性犯罪対策 *犯罪と非行*, 149, 17-33.
- 渥美東洋、宮島里史. (2006). 米国における性犯罪者前歴者等に係る対策の実態調査. http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/01_bouhan/bouhan1803_03/pdf/bouhan1803_03.pdf から取得(平成19年1月30日)。
- Barnoski, R. (2005a). *Has community notification reduced recidivism?* <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/05-12-1202.pdf> から取得(平成19年3月2日)。
- (2005b). *Notification levels and recidivism*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/05-12-1203.pdf> から取得(平成19年3月2日)。
- (2006a). *Failure to register as a sex offender - revised*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/06-01-1203A.pdf> から取得(平成19年3月2日)。
- (2006b). *Sex offender risk level classification tool and recidivism*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/06-01-1204.pdf> から取得(平成19年3月2日)。
- Baumer, E. P., Felson, R. B., & Messner, S. F. (2003). Changes in police notification for rape, 1973-2000. *Criminology*, 41(3), 841-872.
- Beck, A. J., & Shipley, B. E. (1989). Recidivism of prisoners released in 1983 (Revised in 1997). <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/rpr83.pdf> から取得(平成20年2月11日)。
- Beck, V. S., Clingermayer, J., Ramsey, R. J., & Travis, L. F., III. (2004). Community response to sex offender. *The Journal of Psychiatry and Law*, 32, 141-168.
- Beck, V. S., & Travis, L. F., III. (2004a). Sex offender notification and protective behavior. *Violence and Victims*, 19(3), 289-302.
- (2004b). Sex offender notification and fear of victimization. *Journal of Criminal Justice*, 32, 455-463.
- (2006). Sex offender notification: A cross-state comparison. *Police Practice and*

- Research*, 7(4), 293-307.
- Becker, H. S. (1963). *Outsiders: Studies in the sociology of deviance*. New York: The Free Press.
- Beech, A. R. (1998). A psychometric typology of child abuse. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 42(4), 319-339.
- Bernburg, J. G., Krohn, M. D., & Rivera, C. J. (2006). Official labeling criminal embeddedness, and subsequent delinquency: A longitudinal test of labeling theory. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 43(1), 67-88.
- Braithwaite, J. (1989). *Crime, shame and reintegration*. New York,: Cambridge University Press.
- Brown, K., Spencer, J., & Deakin, J. (2007). The reintegration of sex offenders: Barriers and opportunities for employment. *The Howard Journal of Criminal Justice*, 46(1), 32-42.
- Browne, K. D., Foreman, L., & Middleton, D. (1998). Predicting treatment drop-out in sex offenders. *Child Abuse Review*, 7 402-419.
- Bureau of Justice Statistics. (2006). *Criminal victimization in the United States, 2005 statistical tables*. (Publication NO. NCJ-215244). Washington, DC: Department of Justice.
- 内閣府 . (2000). 犯罪被害者に関する世論調査 . <http://www8.cao.go.jp/survey/h12/hanzai/index.html> から取得(平成20年3月28日)。
- (2006a). 治安に関する世論調査 . <http://www8.cao.go.jp/survey/h18/h18-chian/index.html> から取得(平成20年3月28日)。
- (2006b). 子供の防犯に関する特別世論調査 . <http://www8.cao.go.jp/survey/tokubetu/h18/h18-bouhan.pdf> から取得(平成20年1月27日)。
- California Bureau of State Audits (2005). *California state auditor report 2005-406*. <http://www.bsa.ca.gov/pdfs/reports/2005-406.pdf> から取得(平成19年12月3日)。
- Caputo, A. A., & Brodsky, S. L. (2004). Citizen coping with community notification of released sex offenders. *Behavioral Science and the Law*, 22, 239-252.
- Chiricos, T., Barrick, K., Bales, W., & Bontrager, S. (2007). The labeling of convicted felons and its consequences for recidivism. *Criminology*, 45(3), 547-581.
- Cohen, L. E., & Felson, M. (1979). Social change and crime rate trends: A routine activity approach. *American Sociological Review*, 44(4), 588-608.
- Cote, S. (2002). Megan's Law in California: The cd-rom and the changing nature of crime control. In Hodgson, J. F., & Kelly, D. S. (Ed.), *Sexual violence: Policies, practices,*

- and challenges in the United States and Canada*. Westport, CT: Praeger.
- Craig, L. A., Browne, K. D., & Stringer, I. (2003). Risk scales and factors predictive of sexual offence recidivism. *Trauma, Violence, and Abuse*, 4(1), 45-69.
- Craissati, J., & Beech, A. (2003). A review of dynamic variables and their relationship to risk prediction in sex offenders. *Journal of Sexual Aggression*, 9(1), 41-55.
- Drake, E., & Barnoski, R. (2006). *Key findings and trends*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/06-03-1201.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Elbogen, E. B., Party, M., & Scalora, M. J. (2003). The impact of community notification laws on sex offender treatment attitudes. *International Journal of Law and Psychiatry*, 26, 207-219.
- Falshaw, L., Bates, A., Patel, V., Corbett, C., & Friendship, C. (2003). Assessing reconviction, reoffending and recidivism in a sample of UK sexual offenders. *Legal and Criminological Psychology*, 8, 207-215.
- Farkas, M. A., & Stichman, A. (2002). Sex offender laws: Can treatment, punishment, incapacitation, and public safety be reconciled? *Criminal Justice Review*, 27(2), 256-283.
- Farrington, D.P. (1977). The effects of public labelling. *British Journal of Criminology*, 17(2), 112-125.
- Farrington, D.P., Osborn, S.G., & West, D.J. (1978). The persistence of labelling effects. *British Journal of Criminology*, 18(3), 277-284.
- Federal Bureau of Investigation. (2007). *Crime in the United States 2006*. <http://www.fbi.gov/ucr/cius2006/index.html> から取得 (平成 20 年 1 月 21 日)
- Felson, R. B., & Paré, P-P. (2005). The reporting of domestic violence and sexual assault by nonstrangers to the police. *Journal of Marriage and Family* 67, 597-610.
- Felver, B. E. M., & Lieb, R. (1991). *Adult sex offender registration in Washington State: Initial compliance, 1990*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/91-01-1102.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Finn, P. (1997). *Sex offender community notification*. <http://www.ncjrs.gov/pdffiles/162364.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Fitch, K., & Sutton, D. (2007). Sex offender management: Children's rights, management: Children's rights, Megan's Law and the child sex offenders review. *Childright*, 238, 18-21.
- Freeman, N. J. (2007). Predictors of rearrest for rapists and child molesters on probation. *Criminal Justice and Behavior*, 34(6), 752-768.
- Freeman-Longo, R. E. (2002). Revisiting Megan's Law and sex offender registration: Prevention or problem. In Hodgson, J. F., & Kelly, D. S. (Ed.), *Sexual violence:*

- Policies, practices, and challenges in the United States and Canada.* Westport, CT: Praeger.
- 藤本哲也. (1978). ラベリング理論の学説史的展望. *犯罪社会学研究*, 3, 88-105.
- (2005). 「性犯罪者前歴登録告知法」制定の是非についての議論の必要性. *罪と罰*, 42(2), 37-43.
- (2007). *犯罪学の森*. 東京: 中央大学出版会.
- 藤本哲也、姜憬來. (2002). 韓国における「青少年の性保護に関する法律」性犯罪者に対する身上公開制度の概要と若干の考察. *犯罪と非行*, 133, 104-119.
- Furby, L., & Weinrott, M. R., & Blackshaw, L. (1989). Sex offender recidivism: A review. *Psychological Bulletin*, 105(1), 3-30.
- Gaines, J. S. (2006). Law enforcement reactions to sex offender registration and community notification. *Police Practice and Research*, 7(3), 249-267.
- Garfinkle, E. (2003). Coming of age in America: The misapplication of sex-offender and community notification laws to juveniles. *California Law Review*, 91(1), 163-208.
- 内閣府男女共同参画局. (2005). 「男女間における暴力に関する調査」報告書 (概要版). <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/images/pdf/chousagaiyou.pdf> から取得 (平成20年1月28日)
- Gerhold, C. K., Browne, K. D., & Beckett, R. (2007). Predicting recidivism in adolescent sexual offenders. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 427-438.
- Greenberg, D. M. (1998). Sexual recidivism in sex offenders. *Canadian Journal of Psychiatry*, 43(5), 459-465.
- Greenberg, D., Bradford, J., Firestone, P., & Curry, S. (2000). Recidivism of child molesters: A study of victim relationship with the perpetrators. *Child Abuse and Neglect*, 24(11), 1485-1494.
- Grubin, D. (2007). Sexual offending and the treatment of sex offenders. *Psychiatry*, 6(11), 439-443.
- Hall, G. C. N. (1995). Sexual offender recidivism revisited: A meta-analysis of recent treatment studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 63(5), 802-809.
- Hanson, R. K. (2002). Recidivism and age: Follow-up data from 4,673 sexual offenders. *Journal of Interpersonal Violence*, 17(10), 1046-1062.
- Hanson, R. K., Broom, I., & Stephenson, M. (2004). Evaluating community sex offender treatment programs: A 12-year follow-up of 724 offenders. *Canadian Journal of Behavioural Science*, 36(2), 87-96.
- Hanson, R. K., & Bussière, M. T. (1998). Predicting relapse: A meta-analysis of sexual offender recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 66(2), 348-362.

- Hanson, R. K., Gordon, A., Harris, A. J. R., Marques, J. K., Murphy, W., Quinsey, V. L. et al. (2002). First report of the collaborative outcome data project on the effectiveness of psychological treatment for sex offenders. *Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment*, 14(2), 169-194.
- Hanson, R. K., & Harris, A. (1998). *Dynamic predictors of sexual recidivism 1998-1*. http://ww2.ps-sp.gc.ca/publications/corrections/199801b_e.pdf から取得 (平成 20 年 3 月 11 日)
- (2000). Where should we intervene? Dynamic predictors of sexual offense recidivism. *Criminal Justice and Behavior*, 27(1), 6-35.
- Hanson, R. K., & Morton-Bourgon, K. E. (2005). The characteristics of persistent sexual offenders: A meta-analysis of recidivism studies. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 73(6), 1154-1163.
- Hanson, R. K., Morton, K. E., & Harris, A. J. R. (2003). Sexual offender recidivism risk: What we know and what we need to know. *Annals of New York Academy of Science*, 989, 154-166.
- Hanson, R. K., Scott, H., & Steffy, R. A. (1995). A comparison of child molesters and nonsexual criminals: risk predictors and long-term recidivism. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 32(3), 325-337.
- Hanson, R. K., Steffy, R. A., & Gauthier, R. (1993). Long-term recidivism of child molesters. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 61(4), 646-652.
- 針間克己_(2006). 性非行の査定と治療の概要. *犯罪と非行*, 149, 5-16.
- Harkins, L., & Beech, A. (2007). Measurement of the effectiveness of sex offender treatment. *Aggression and Violent Behavior*, 12, 36-44.
- Harris, A. J. R., & Hanson, R. K. (2004). Sex offender recidivism: A simple question 2004-03. http://ww2.ps-sp.gc.ca/publications/corrections/pdf/200403-2_e.pdf から取得 (平成 20 年 3 月 1 日)
- 橋本牧子. (2006a). 刑事施設における性犯罪者処遇プログラムについて. *犯罪と非行*, 149, 46-60.
- (2006b). 「新法における改善指導について(その3)性犯罪再犯プログラムの内容」. *刑政*, 117(3), 52-66.
- 速水洋. (1993). 非行統制要因としての恥の考察: 恥は犯罪・非行を抑止するか?. *犯罪社会学研究*, 18, 62-82.
- 平山真理. (2000a). アメリカ合衆国のメーガン法の成立とその実際の帰結. *犯罪と非行*, 125, 85-104.
- (2000b). メーガン法の成立過程とその問題点: 被害者保護政策論のための考察. *犯罪社会学研究*, 25, 104-122.

- Hirschi, T. (2002). *Causes of delinquency*. New Brunswick, NY: Transaction Publishers.
- 宝月誠. (2004). *逸脱とコントロールの社会学*. 東京: 有斐閣.
- 細井洋子、阿久津照美、臼井敏男、奥村正雄、辰野文理、松村恒夫、高津守ほか. (2007). *犯罪被害者等に関する国民意識調査*.
<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h19/index.html> から取得 (平成 20 年 3 月 28 日)
- Iowa Legislative Fiscal Bureau. (2000). *Sex offender registry*.
<http://www.legis.state.ia.us/lsadocs/IssReview/2000/IR1231H.PDF> から取得 (平成 20 年 3 月 8 日)
- Kenworthy, T., Adams, C. E., Bilby, C., Brooks-Gordon, B., & Fenton, M. (2004). Psychological interventions for those who have sexually offended or are at risk of offending. *Cochrane Database of Systematic Reviews*(4), doi:10.1002/14651858.CD004858 Art. No.: CD004858.
- 小林美佳. (2008). *性犯罪被害にあうということ*. 東京: 朝日新聞出版.
- Kruttschnitt, C., Uggen, C., & Shelton, K. (2000). Predictors of desistance among sex offenders: The interaction of formal and informal social controls. *Justice Quarterly*, 17(1), 61-87.
- Landenberger, N. A., & Lipsey, M. W. (2005). The positive effects of cognitive-behavioral programs for offenders: A meta-analysis of factors associated with effective treatment. *Journal of Experimental Criminology*, 1, 451-476.
- Langan, P. A., & Levin, D. J. (2002). *Recidivism of prisoners released in 1994*.
<http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/rpr94.pdf> から取得 (平成 20 年 2 月 11 日)
- Langan, P. A., Schmitt, E. L., & Durose, M. R. (2003). Recidivism of sex offenders released from prison in 1994. <http://www.ojp.usdoj.gov/bjs/pub/pdf/rsorp94.pdf> から取得 (平成 20 年 2 月 11 日)
- Langevin, R., Curnoe, S., Fedoroff, P., Bennett, R., Langevin, M., Peever, C. et al. (2004). Lifetime sex offender recidivism: A 25-year follow-up study. *Canadian Journal of Criminology and Criminal Justice*, 46(5), 531-552.
- Långström, N., & Grann, M. (2000). Risk for criminal recidivism among young sex offenders. *Journal of Interpersonal Violence*, 15(8), 855-871.
- Langton, C. M., Barbaree, H. E., Harkins, L., Arenovich, T., McNamee, J., Peacock, E. J., et al. (2008). Denial and minimization among sexual offenders: Posttreatment presentation and association with sexual recidivism. *Criminal Justice and Behavior*, 35(1), 69-98.
- Larsen, J. E., Lowrey, K. J., & Coleman, J. W. (2003). The effect of proximity to a registered sex offender's residence on single-family house selling price. *The Appraisal Journal*, 71(3), 253-265.

- Legislative Council, State House of Vermont. (2005). *Sex offender supervision and community notification study committee report*. <http://www.leg.state.vt.us/reports/05SexOffender/report.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 19 日)
- Levenson, J. S., & Cotter, L. P. (2005). The effect of Megan's Law on sex offender reintegration. *Journal of Contemporary Criminal Justice*, 21(1), 49-66.
- Levenson, J. S., Brannon, Y. N., Fortney, T., & Baker, J. (2007). Public perceptions about offenders and community protection policies. *Analyses of Social Issues and Public Policy*, 7(1), 137-161.
- Levenson, J. S., & D'Amora, D. A. (2007). Social policies designed to prevent sexual violence: The emperor's new clothes? *Criminal Justice Policy Review*, 18(2), 168-199.
- Levenson, J. S., D'Amora, D. A., & Hern, A. L. (2007). Megan's Law and its impact on community re-entry for sex offenders. *Behavioral Sciences and the Law*, 25, 587-602.
- Lewis, R. (1985). *Effectiveness of statutory requirements for the registration of sex offenders: A report to the California state legislature*. Sacramento, CA: California Department of Justice.
- Lieb, R., & Milloy, C. (2006). *Washington State's community notification law: 15 years of change*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/06-02-1202.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Lieb, R., & Nunlist, C. (2008). *Community notification as viewed by Washington's citizens: A 10-year follow-up*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/08-03-1101.pdf> から取得 (平成 20 年 4 月 18 日)
- Lieb, R., Quinsey, V., & Berliner, L. (1998) Sexual predators and social policy. *Crime and Justice*, 23, 43-114.
- Linden, L., & Rockoff, J. E. (2006). *There goes the neighborhood? Estimates of the impact of crime risk on property values from Megan's Laws*. Social Science Research Network から取得 (平成 20 年 3 月 10 日)
- Lipsey, M. W., Chapman, G. L., & Landenberger, N. A. (2001). Cognitive-behavioral programs for offenders. *The Annals of the American Academy of Political and Social Science*, 578, 144-157.
- Lipsey, M. W., Landenberger, N. A., & Wilson, S. J. (2007). Effects of cognitive-behavioral programs for criminal offenders. http://www.campbellcollaboration.org/doc-pdf/lipsey_CBT_finalreview.pdf から取得 (平成 19 年 11 月 4 日)

- Logan, W. A. (2003). Sex offender registration and community notification: Emerging legal and research issues. *Annals of New York Academy of Science*, 989, 337-351.
- Lösel, F., & Schmucker, M. (2005). The effectiveness of treatment for sexual offenders: A comprehensive meta-analysis. *Journal of Experimental Criminology*, 1, 117-146.
- MacKenzie, D. L. (2006). *What works in corrections: Reducing the criminal activities of offenders and delinquents*. New York: Cambridge University Press.
- Malcolm, P. B., Andrews, D. A., & Quinsey, V. L. (1993). Discriminant and predictive validity of phallometrically measured sexual age and gender preference. *Journal of Interpersonal Violence*, 8(4), 486-501.
- Marshall, W. L., & Serran, G. A. (2000). Current issues in the assessment and treatment of sexual offenders. *Clinical Psychology and Psychotherapy*, 7, 85-96.
- Matson, S. (2001). *Community notification and education*. Silver Spring, MD: Center For Sex Offender Management.
- Matson, S., & Lieb, R. (1996). *Community notification in Washington State: 1996 survey of law enforcement*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/sle.pdf> から取得 (平成 19 年 3 月 8 日)
- (1997). *Megan's Law: A review of state and federal legislation*. <http://www.wsipp.wa.gov/pub.asp?docid=97-10-1101> から取得(平成 19 年 3 月 2 日)
- 松井茂記. (2007). *性犯罪者から子供を守る メーガン法の可能性*. 東京: 中央公論新社.
- 松坂規生. (2005). 子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止を含む子どもを犯罪から守るための対策について. *警察学論集*, 58(9), 1-30.
- McGuickin, G. K., & Brown, J. (2001). Managing risk from sex offenders living in communities: Comparing police, press and public perceptions. *Risk Management: An International Journal*, 3(1), 47-60.
- Meloy, M. L. (2005). The sex offender next door: An analysis of recidivism, risk factors, and deterrence of sex offenders on probation. *Criminal Justice and Policy Review*, 16(2), 211-236.
- (2006). *Sex offenses and the men who commit them: An assessment of sex offenders on probation*. Boston: Northeastern University Press.
- Miethel, T. D., Olson, J., & Mitchell, O. (2006). Specialization and persistence in the arrest histories of sex offenders: A comparative analysis of alternative measures and offense types. *Journal of Research in Crime and Delinquency*, 43(3), 204-229.
- Miller, T. R., Cohen, M. A., & Wiersema, B. (1996) *Victim costs and consequence: A new look*. (Publication NO. NCJ-155282). Washington, DC: Department of Justice.
- Milloy, C. (2003). *Six -year follow-up of released sex offenders recommended for commitment under Washington's Sexually Violent Predator Law, where no petition*

- was filed. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/SVPFinal.pdf> から取得(平成19年3月2日)
- Minnesota Department of Corrections. (2003). *Level three sex offenders residential placement issues: 2003 report to the legislature*. [http://www.doc.state.mn.us/publications/legislativereports/pdf/2004/Lvl%203%20SEX%20OFFENDERS%20report%202003%20\(revised%202-04\).pdf](http://www.doc.state.mn.us/publications/legislativereports/pdf/2004/Lvl%203%20SEX%20OFFENDERS%20report%202003%20(revised%202-04).pdf) から取得(平成19年11月15日)
- 森田洋司. (1977). 犯罪社会学とラベリング論. *犯罪社会学研究*, 2, 120-141.
- MuGuire, T. J. (2000). Correctional institution based sex offender treatment: A lapse behavior study. *Behavioral Science and the Law*, 18, 57-71.
- 向井紀子、大月晶代. (2005). 性犯罪者情報の管理・公開(諸外国の制度). *レファレンス*, 665, 46-66.
- 警察庁. (2005a). *子ども対象・暴力的性犯罪の再犯防止対策について*. <http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki40/saihanboushi.pdf> から取得(平成19年3月7日)
- (2005b). *子ども対象・暴力的性犯罪の出所者情報の現状について*.
- (2006). *子ども対象・暴力的性犯罪の出所者情報の現状について*.
- (2007a). *平成18年の犯罪情勢*. <http://www.npa.go.jp/toukei/seianki4/20070521.pdf> から取得(平成20年3月27日)
- (2007b). *平成18年の犯罪*. <http://www.npa.go.jp/toukei/keiji24/h18hanzai.htm> から取得(平成20年3月27日)
- 名執雅子、鈴木美香子. (2006). 法務省における性犯罪者処遇プログラムの策定経緯とその基本的枠組みについて. *犯罪と非行*, 149, 34-45.
- 野村総合研究所. (2005). *治安に関する意識調査*. <http://www.nri.co.jp/publicity/nr/pdf/nr20050513.pdf> から取得(平成20年3月27日)
- 野坂祐子、笹川真紀子、吉田博美、廣幡小百合、木藤裕子、角谷詩織ほか. (2004). *高校生の性暴力被害実態調査*. <http://www.awf.or.jp/pdf/0161.pdf> から取得(平成20年1月12日)
- 越智啓太. (2007). 子供に対する性犯罪に関する研究の現状と課題(1). *法政大学文学部紀要*, 54, 107-117.
- Office of the Attorney General. (1999). *Megan's Law: Final guidelines for the Jacob Wetterling crimes against children and sexually violent offender registration act (NCJ#98-33377)*. Washington, DC: U.S. Department of Justice.
- 大庭絵里. (1990). 犯罪・非行の「凶悪」イメージの社会的構成. *犯罪社会学研究*, 15, 18-33.
- Ohio Department of Rehabilitation and Correction. (2001). *Ten-year recidivism follow-up of 1989 sex offenders releases*.

- http://www.drc.state.oh.us/web/Reports/Ten_Year_Recidivism.pdf から取得 (平成 20 年 2 月 23 日)
- 小野義浩. (2006). 性犯罪者の実態と再犯状況 - 平成 18 年版犯罪白書から. *刑政*, 117(12), 106-114.
- 太田和敬. (1999). ミーガン法の研究. *人間科学研究*, 21, 35-46.
- Ongerth, S. E. (2005). The ramifications of Megan's Law for employers. *Employee Relations Law Journal*, 31(2), 17-29.
- 大谷治子、藤山信彦、綿引久一郎、山口真美. (2006). 性犯罪者に対する保護観察処遇について - 性犯罪者処遇プログラムの実施に向けて - . *犯罪と非行*, 149, 71-87.
- Pager, D. (2003). The mark of a criminal record. *American Journal of Sociology*, 108(5), 937-975.
- Pawson, R. (2002). *Does Megan's Law work? A theory-driven systematic review* (Working Paper 8). London, University of London, ESRC UK Centre of Evidence Based Policy and Practice. <http://www.evidencenetwork.org/Documents/wp8.pdf> から取得 (平成 19 年 3 月 7 日)
- Pearson, F. S., Lipton, D. S., Cleland, C. M., & Yee, D. S. (2002). The effects of behavioral/cognitive-behavioral programs on recidivism. *Crime and Delinquency*, 48(3), 476-496.
- Petrosino, A. J., & Petrosino, C. (1999). The public safety potential of Megan's Law in Massachusetts: An assessment from a sample of criminal sexual psychopaths. *Crime and Delinquency*, 45(1), 140-158.
- Phillips, D. M. (1998). *Community notification as viewed by Washington's citizens*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/CnSurvey.pdf> から取得 (平成 19 年 3 月 2 日)
- Plotnikoff, J., & Woolfson, R. (2000). *Where are they now? An evaluation of sex offender registration in England and Wales*. <http://www.homeoffice.gov.uk/rds/prgpdfs/prs126.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Poole, C., & Lieb, R. (1995). *Community notification in Washington State: Decision-making and costs*. Olympia, WA: Washington State Institute for Public Policy.
- Prentky, R. A., Knight, R. A., & Lee, A. F. S. (1997). Risk factors associated with recidivism among extrafamilial child molesters. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 65(1), 141-149.
- Proctor, J. L., Badzinski, D. M., & Johnson, M. (2002). The impact of media on knowledge and perceptions of Megan's Law. *Criminal Justice Policy Review*, 13(4), 356-379.
- Purdum, T. S. (1998, July 9). Death of sex offender is tied to Megan's Law. *New York Times*.

- <http://query.nytimes.com/gst/fullpage.html?res=9407EFDA1F3EF93AA35754C0A96E958260&sec=&spon=&pagewanted=all> から取得 (平成 20 年 4 月 6 日)
- 法務省法務総合研究所. (2005). *研究部報告 29 : 第二回犯罪被害実態 (暗数) 調査*.
(2006). *平成 18 年版犯罪白書の概要*. <http://www.moj.go.jp/HOUSO/2006/index.html>
から取得 (平成 19 年 3 月 7 日).
(2007). *平成 19 年版犯罪白書*. 東京:佐伯出版.
- 社会安全研究財団. (2005). *犯罪に対する不安感等に関する調査研究*.
http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/01_bouhan/bouhan1703_01/bouhan1703_01.htm
から取得 (平成 20 年 3 月 27 日)
- Rice, M. E., Harris, G. T., & Quinsey, V. L. (1990). A follow-up of rapists assessed in a maximum-security psychiatric facility. *Journal of Interpersonal Violence*, 5(4), 435-448.
- Rice, M. E., Quinsey, V. L., & Harris, G. T. (1991). Sexual recidivism among child molesters released from a maximum security psychiatric institution. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 59(3), 381-386.
- Robinson, L. O. (1999). Sex offender recidivism: A challenge for the court. *Court Review*, 36(1), 16-20.
(2003). Sex offender management: The public policy challenges. *Annals of New York Academy of Science*, 989, 1-7.
- Rothenberg, P. V. (2005). Considering Megan's Law: Weigh pros and cons of disclosure when sex offenders live nearby. *Journal of Property Management*, 70(6), 12.
- 作田明. (2006). *性犯罪の心理*. 東京: 河出書房新社.
- Sample, L. L., & Bray, T. M. (2003). Are sex offenders dangerous? *Criminology and Public Policy*, 3(1), 59-82.
(2006). Are sex offenders different? An examination of rearrest patterns. *Criminal Justice Policy Review*, 17(1), 83-102.
- Sample, L. L., & Kedleck, C. (2008). Sex offender laws: Legislator's accounts of the need for policy. *Criminal Justice Policy Review*, 19(1), 40-62.
- Scalora, M. J., & Garbin, C. (2003). A multivariate analysis of sex offender recidivism. *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 47(3), 309-323.
- Schram, D. D., & Milloy, C. D. (1995). *Community notification: A study of offender characteristics and recidivism*. <http://www.wsipp.wa.gov/rptfiles/chrrec.pdf> から取得 (平成 19 年 3 月 2 日)
- Scott, D., Lambie, I., Henwood, D., & Lamb, R. (2006). Profiling stranger rapists: Linking offence behaviour to previous criminal histories using a regression model. *Journal*

- of Sexual Aggression*, 12(3), 265-275.
- 瀬川晃. (1998). *犯罪学*. 東京: 成文堂.
- Selvog, H. H. (2001). Social state to penal state - moral panic and sex offenders. *The Justice Policy Journal*, 1(1), 72-93
- Serin, R. C., Mailloux, D. L., Malcolm, P. B. (2001). Psychopathy, deviant sexual arousal, and recidivism among sexual offenders. *Journal of Interpersonal Violence*, 16(3), 234-246.
- Seto, M. C., & Barbaree, H. E. (1999). Psychopathy, treatment behavior, and sex offender recidivism. *Journal of Interpersonal Violence*, 14(12), 1235-1248.
- Sex offender's suicide questions public notification. (2005, May 6). *USA Today*. http://www.usatoday.com/news/nation/2005-05-06-molester-suicide_x.htm から取得 (平成 19 年 12 月 12 日)
- Sherman, L. W., Farrington, D. P., Welsh, B. C., & MacKenzie, D. L. (2005). *Evidence-based crime prevention* (Rev. ed). New York: Routledge.
- 島田貴仁、鈴木護、原田豊. (2004). 犯罪不安と被害リスク知覚 - その構造と形成要因. *犯罪社会学研究*, 29, 51-64.
- Shin, J., & Lee, Y. (2005). Korean version of the notification policy on sexual offenders: Did it enhance public awareness of sexual crimes against minors? *International Journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 49(4), 376-391.
- Sipe, R., Lensen, E. L., & Everett, R. S. (1998). Adolescent sexual offenders grown up: Recidivism in young adulthood. *Criminal Justice and Behavior*, 25(1), 109-124.
- Snyder, H. N. (2000). *Sexual assault of young children as reported to law enforcement: Victim, incident, and offender characteristics*. (Publication NO. NCJ-182990). Washington, DC: Department of Justice.
- Southwick, M., & Rubin, S. (2004). Where Are the People in Your Neighborhood? The effects of community notification on the community. *Journal of Police and Criminal Psychology*, 19(2), 1-14.
- 性暴力被害少年対策研究会. (1999). *少年の性暴力被害の実態とその影響に関する研究報告書*. http://www.syaanken.or.jp/02_goannai/10_higai/higai1103_02/higai1103_02.htm から取得 (平成 20 年 1 月 12 日)
- 性犯罪者処遇プログラム研究会. (2006). *性犯罪者処遇プログラム研究会報告書*. <http://www.moj.go.jp/PRESS/060331-1.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 4 日)
- 辰野文理、久保貴. (2001). 犯罪者に対する社会の許容量 : 社会経済指標を中心として. *犯罪社会学研究*, 26, 35-53.
- Tewksbury, R. (2002). Validity and utility of the Kentucky sex offender registry. *Federal Probation*, 66(1), 21-26.

- (2004). Experiences and attitudes of registered female sex offenders. *Federal Probation*, 68(3), 30-33.
- (2005). Collateral consequences of sex offender registration. *Journal of Contemporary Criminal Justice*, 21(1), 67-81.
- (2006). Sex offender registries as a tool for public safety: Views from registered offenders. *Western Criminology Review*, 7(1), 1-8.
- Tewksbury, R., & Lees, M. B. (2006a). Perceptions of sex offender registration: Collateral consequences and community experiences. *Sociological Spectrum*, 26, 309-334.
- (2006b). Sex offenders on campus: university-based sex registries and the collateral consequences of registration. *Federal Probation*, 70(3), 50-56.
- (2007). Perceptions of punishment: How registered sex offenders view registries. *Crime and Delinquency*, 53(3), 380-407.
- Thomas, T. (2003). Sex offender community notification: Experiences from America. *The Howard Journal of Criminal Justice*, 42(3), 217-228.
- Tierney, J. (2005). *Criminology: Theory and context* (2nd ed.). London: Pearson.
- U. S. Senate Republican Policy Committee. (2006). H.R. 4472- Adam Walsh Child Protection and Safety Act of 2006. *Legislative Notice*, 49, 1-5. http://rpc.senate.gov/_files/L49HR4427ChldprotBB072006.pdf#search='H.R.%204472'から取得 (平成 20 年 3 月 15 日)
- Vásquez, B. E., Maddan, S., & Walker, J. T. (2008). The influence of sex offender registration and notification laws in the United States: A time-series analysis. *Crime and Delinquency*, 54(2), 175-192.
- Vermont State House Legislative Council. (2005). Sex offender supervision and community notification study committee report. The State of Vermont Legislature. <http://www.leg.state.vt.us/reports/05SexOffender/report.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Walker, J. T., Maddan, S., Vásquez, B. E., VanHouten, A. C., & Ervin-McLarty, G. (2005). *The influence of sex offender registration and notification laws in the United States*. Little Rock, AR: Arkansas Crime Information Center.
- Welchans, S. (2005). Megan's Law: Evaluations of sexual offender registries. *Criminal Justice Policy Review*, 16(2), 123-140.
- West Virginia Department of Military Affairs and Public Safety. (2001). West Virginia sex offender study. <http://www.wvdcjs.com/publications/sex%20offender%20report.pdf> から取得 (平成 19 年 12 月 3 日)
- Winton, M. A. (2005). Treatment paradigms of sex offenders of children: An analysis of professional journals. *Aggression and Violent Behavior*, 10, 569-578.

- Worling, J. R., & Curwen, T. (2000). Adolescent sexual offender recidivism: Success of specialized treatment and implications for risk prediction. *Child Abuse and Neglect*, 24(7), 965-982.
- 安田貴彦. (2008a). 警察による性犯罪対策の現状と課題(上)～再犯防止の視点も踏まえて. *警察学論集*, 61(3), 131-154.
- (2008b). 警察による性犯罪対策の現状と課題(下)～再犯防止の視点も踏まえて. *警察学論集*, 61(4), 117-138.
- 横山実. (1978). 犯罪理論としてのラベリング論：レマート、ベッカー、エリクソンの理論をめぐって. *犯罪社会学研究*, 3, 106-124.
- Zevits, R. G., & Farkas, M. A. (2000a). Sex offender community notification: Managing high risk criminals or exacting further vengeance? *Behavioral Science and the Law*, 18, 375-391.
- (2000b). Sex Offender Community Notification: Examining the importance of neighborhood meetings. *Behavioral Science and the Law*, 18, 393-408.
- (2000c). The impact of sex-offender community notification on probation/parole in Wisconsin. *International journal of Offender Therapy and Comparative Criminology*, 44(1), 8-21.
- (2000d). *Sex offender community notification*.
<http://www.ncjrs.gov/pdffiles1/nij/179992.pdf> から取得(平成19年12月3日)